

BULLETIN
DE LA

SOCIÉTÉ PÉNITENTIAIRE DU JAPON

(FONDÉE EN MARS 1882.)

No 117. FEVRIER 1898.

Rédacteur principal, et gérant. H. Sano

Séngraphie. T. Yama

Imprimeur et Éditeur. S. Ikeda

(LE BULLETIN PARAIT TOUS LES MOIS.)

横江勝榮君
佐野 尚君 合著
司獄官吏必携
字詰ノ詰込縮刷版ニシテ丁數ハ千ページ
ノ長キニ亘リ印刷ハ數千部ノ多キ特ニ着
手ノ時機印刷社會最繁忙ノ時ニシテ印
刷物注文輒湊シ又本書ハ同一ノ活字夥多
チ要シ鑄造所ノ間ニ合ハサル等種々ノ障
碍ヨリシテ遷延ニ相成候段ハ著者ニ代リ
豫約者各位ニ謹テ謝スル處ニ御座候就テ
ハ目下過半印刷済ニ付來二月中旬迄ニハ
御送本可仕候間何卒寛大ノ御高慮ヲ以テ
微意チ洞察セラレ延期之義御承諾被成下
度此段謹告仕候也

謹

告

廣

告

卅一年一月

東京並木活版所

謹
白

發行兼編輯者 佐野
印 刷 者 池田宗平
印 刷 所 東京並木活版所

明治三十一年一月三十日發刊

東京市牛込區若宮町十番地

大日本監獄協會事務所

牛込區若宮町十番地

尙

敬賀新年 佐野

正月 敬白

笠原正進

敬白

笠原正進

敬白

大日本監獄協會雜誌

號七拾百第

明治參拾壹年

(明治廿一年五月九日創刊)

大日本監獄協會雑誌第百拾七號目次

◎論 説

○刑法草案に關する意見 印南於菟吉 一

○慈善家の本領及其の資格 留岡幸助 八

○エルマーラ感化監獄の特性の状況(前略の續) 別

○監獄巡官の出張に就て 天生 一四

○雜 誌 天生 一四

○典獄會議監視假免に就て 天生 一四

○押送途中所持金の費用に就て 天生 一四

○獄服裝 視察表及行狀表に就て 天生 一四

○年齢の危險期 天生 一四

○身体検査の履正を期す 天生 一四

○監獄會計の整理 天生 一四

○監獄の統計 天生 一四

○在監人に就て 天生 一四

○在監者に就て 天生 一四

大日本監獄協會雑誌第百拾六號目次

◎口 拈

○ジョン・ハワード氏

○新年の語

○エルマーラ感化監獄の特性の状況 別

○天 生 一

○留岡幸助 八

○新年的語

○天 生 一

大日本監獄協會雑誌第百拾七號目次

◎論 説

○刑法草案に關する意見 印南於菟吉 一

○慈善家の本領及其の資格 留岡幸助 八

○エルマーラ感化監獄の特性の状況(前略の續) 別

○監獄巡官の出張に就て 天生 一四

○雜 誌 天生 一四

○典獄會議監視假免に就て 天生 一四

○押送途中所持金の費用に就て 天生 一四

○獄服裝 視察表及行狀表に就て 天生 一四

○年齢の危險期 天生 一四

○身体検査の履正を期す 天生 一四

○監獄會計の整理 天生 一四

○監獄の統計 天生 一四

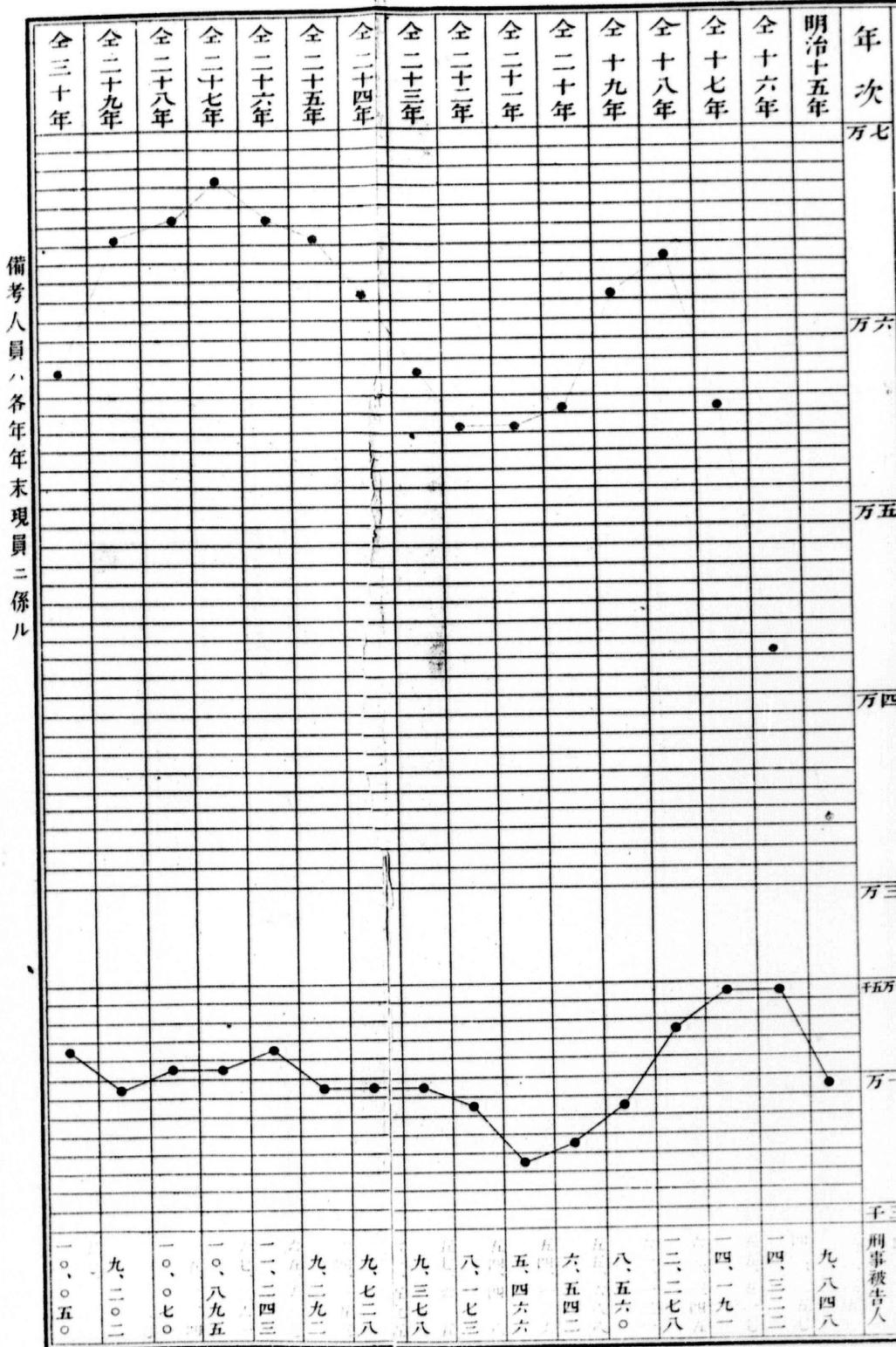
○在監人に就て 天生 一四

○在監者に就て 天生 一四

自明治十五年至全三十一年

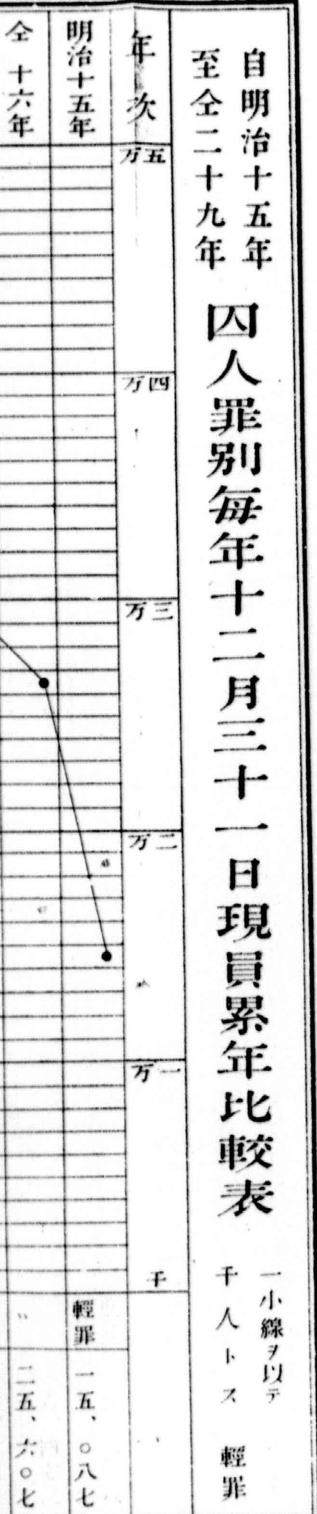
囚人刑事被告人昂低表

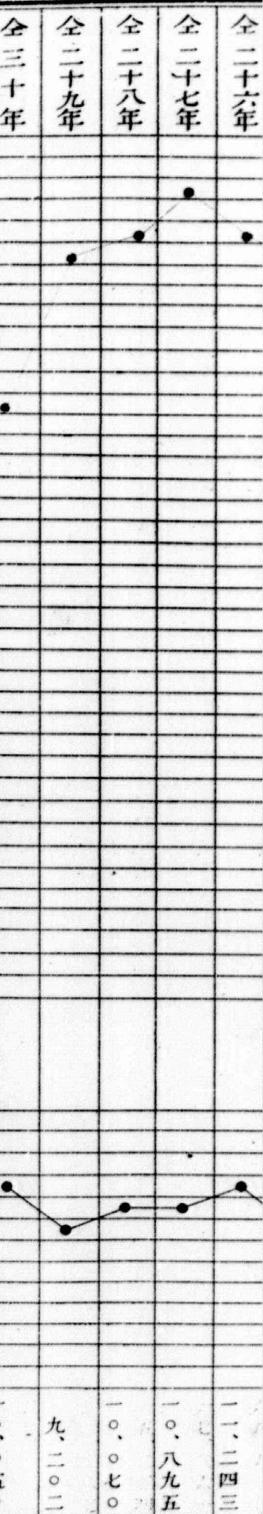
一小線ヲ以テ
千人トス



自明治十五年至全二十九年 囚人罪別毎年十二月三十一日現員累年比較表

一小線ヲ以テ
千人トス 輕罪





自明治十五年
至全二十九年 囚人罪別毎年十二月三十一日現員累年比較表

一小線ヲ以テ
千人トス 軽罪

備考人員ハ各年年末現員ニ係ル

大日本監獄協會雑誌第百十七號

明治三十一年二月

論說

○刑法草案に對する意見

印南於菟吉

現行刑法は我法典中最も舊く發布せられたるものにして從て今日に在ては學理に背戾し且事實に適合せざる嫌あるを免かれず、茲を以て我政府に於ては數年以前より刑法改正の企を爲したる所以なり、故に我輩今茲に一々其の非點を列舉し恰も死に瀕するの病躯に鞭つが如き廢話の所業を爲すに忍びひや、草る新生の刑法をして最も健全に最も活達に生長せしむるの策を探るの愈れるに如かず、是れ予の茲に新刑法に對する卑見を披瀝し敢て立法者の参考に資せんと欲する懇衷なり、

予をして若し忌憚なく言はしむれば、現行刑法は完全に其の刑罰の目的を達すること能はざりしものなり、徒らに法文の字句に依籍し犯罪者に科するに法定の刑期を以てすれば可なりとするの單簡なる思想は、幾多の裁判官の愚鈍と蔽ひ法典も亦所期する所茲に出でざるなり、是を以て今日に在ては刑の最終目的を達するの手段一として行はれず、再犯、三犯、四犯、犯數を累ねる者愈々出で、愈々多く犯罪の方法手段も亦講ず謀劃に誠

れ巧に法網を脱し若くは最輕の刑に甘んじて服するが如き状況あるは蔽ふ可からざるの事實とす、我輩は今茲に監獄統計の完全なるものを得すと雖も、確かに累犯者は總犯者の七分以上を占むるあらひ、立法の局に當る者、若し之を疑はば、請ふ監獄に就て見よ、蓋し思夫に過ぐるものならむ、而して又翻て犯罪の状況を視察すれば、偽^{スエトナム}造の術巧緻精密に涉り容易に其の眞實を識別し易からず兇惡の徒は尙一步進んで重刑を避け最輕の刑を受くべき方法手段に依り以て自己の慾望を全ふするに至る、故に匪行に慣れたる彼等犯人は徒刑重懲役の強盜を爲さずして却て微々たる窃盜を累ね、以て十分に自己の慾望を充たすことを計れり、是等の状況は司直の任に當る者の熟知する所にして、文化の已む可からざる情勢とは云へ、亦立法者の須く注意すべき要點ならずや

犯數を累ねる者の簇生するが如きは慥かに一部分は刑法の歎點に歸せざるを得ず、我輩は固より絶對的に刑法にのみ其の責を嫁するに非ず、監獄の取扱法も亦關係する所なきにしも非ずと雖も、刑法にして既に不完全なる以上は如何に監獄官吏の盡瘁あるも到底徒勞に歸せざるを得ざるべし、故に刑法は十分に刑の最終目的を達するに足るの法文を備へざる可からず、然るに幸にして改正刑法草案は多少此點に着目したるに似たりと雖も、尙未だ不充分たるを免かれず、請ふ少しく之に就て論せむ

(一)不定期刑を採用すべし、刑法は客觀的に事實に重を置き或特定の犯罪に科するに刑罰を以てするの規定なり而して刑罰を科するの目的は犯人をして改心せしむるに在り、改心の有無は主觀的に犯人を考究するに非ずんば之を判知すること能はず、斯の如く客觀的の規定に依り以て主觀的の効果を收めんと欲するは猶ほ木に縁て魚を求むるが如けむ、其迂や慢むべく其愚や笑ふべし、宜なるかな、一定の刑期間監獄に拘禁するを以

て足れりとし刑期の終了は必ずしも犯人改心の時期と伴はざるにも拘はらず出獄せしめ社會に出でたる後却て益々犯罪を累ねるの状況あるが如きは強ち監獄官吏とのみ咎むべきに非ざるなり、茲に於てか歐米諸邦には既に條件附裁判なるもの行はれ米國には不定期刑の制度を採るに至れり、前者は一定の刑期を宣告するも主觀的に犯人を研究し監獄に拘禁せざるも尙且刑の目的を達し得べしと爲ざば犯罪の性質に應じ之が執行を猶豫するの制度にして其の起因専ら監獄の弊風を脱せんとしたるに在りと雖も、亦事實に重を置かずして犯人には重を置くの一端たるや疑を容れず、而して後者は始め米國紐育州に採用せられたるものにして、今日に至ては殆んぞ米國各州該制度を採用せざるはなし今その法文を掲ぐれば左の如し

第二節 爾今輕罪若くは其の他の犯罪に依り監獄に拘禁すべき刑を宣告したるときはエルマイラ紐育州感化監獄に拘禁するものとす而して該州の法廷は之に就き一定の刑期を付することなからべし

其の刑の期間は犯人の行為に依り典獄獨り之が認定を下すべきものとす然れども其の犯したる罪に對し法定の最長期間を超ゆるを得ず

斯の如く刑期として事實上執行官たる典獄に一任するは策の最も妙を得たるものに非ずや、典獄に非ずんば犯人改心の有無を知る能はず、裁判官の宣告したる刑期は常に犯人をして改心せしむるに足らず、不正の罪業を再びするを知りつゝ尙滿限の日に至らば出獄せしめざるを得ざるなり、改心を見ずして出獄せしむるの愚は寧ろ始より拘禁せざるの利に如かず、幾多の費用と幾多の煩累とを重ね尙何等の効果なきに至ては法律も豈信能なからずや、森嚴なる法廷に被告人を召喚し整齊なる儀式を踐ひで一定の刑期を言渡すが如きは殆んぞ兒戲に等しきのみ、論者或は謂はむ刑期は犯人をして改心せしむるに非ず、罪刑の權衡を得んが爲めに

規定せられたりと、焉んぞ知らむ斯の如き賠償の感念は今日早既に陳腐に屬したるを、罪と謂ひ刑と謂ふも畢竟立法者の假設に係り感情と根抵としたる一個の妄想に過ぎずとの議論一般學者間に行はれ、學理は權衡論より全く一變して今日に於ては刑を以て犯人の自新を促すの具と爲すに至れり、

以上陳述したるが如く、不定期刑は極めて必要なる制度なるにも拘はらず、我輩は何故に新刑法は獨り條件附裁判とのみ認り不定期刑を採用せざるやを疑はざるを得ず、蓋し立法者は思惟すらく累犯者は條件附裁判の制度にのみ依りて杜絶するを得べく何ぞ又不定期刑を併用するを須るんと、是れ一隅を擧げて未だ三隅を反さざるものなり、條件附裁判は良秋官を待て之が活用を施さば其の効力顯著なるものあるべしと雖も、獨り六個月以下の初犯囚にのみ其の範囲を限定せられたるを以て、從て効力を及ぼす區域も亦狹隘なりと謂はざる可らず何ぞ是に依りて以て六個月以上の長期刑囚若くは一たび監獄に拘禁せられたる輩に對し累犯者を減少することを得んや犯人の大多数は實に後者に在り然るに之を忽諸に附し不定期刑を採用せざるときは累犯者減少の効力また微弱なりと謂はざるを得ず

或は立法者は認めて以て不定期刑の制度は危險多しと爲すが、我輩は私かに恐る條件附裁判の危險多きを、如何に裁判官は明識透徹なりと謂へ、神通力を備へざる以上は豈僅々數日の審問を以て人心を看破することを得んや、兇奸の徒は六個月以下の懲罪を累ねるも尙罪惡を再びせんとの念醸發するに至らむ斯の如くんば條件附裁判は寧ろ社會に害惡を與ふるの制度にして立法者の豫期する所に違ふや必セり、然れども我輩は姑く裁判官を信じ巧みに其運用施爲を怠るに非されば必ず十分の効果あるべさと思惟し、茲に之を論せざるも不定刑期は之に比すれば最も確實に最も危險少なき制度と謂はざる可からず、何ぞなれば典獄は長年月間個人を洞察し

得べき好地位に在ればなり、若し危險の程度を以て是非の論評を下さば、少なくとも條件附裁判は一考すべきの價値なきに非ずや、

立法者或は謂はむ、不定期刑の制度は行政權を以て司法權を蹂躪するものなりと非なり、裁判官は一定の刑期と宣告せざるを以て敢て司法權を蹂躪すと謂ふ能はざるべし、一定の刑期と宣告したる者に向ても尙ほ能く假出獄免幽閉監視假免の制度は行はるゝに非ずや、

我輩は實に不定期刑採用の得策なるを信じて疑はざるものなり、今日歐洲諸國に在ては未だ行はるゝに至らずど雖も早晚之が採用を見る日あるべきや明かなり、新刑法制定の今日、何ぞ我邦は率先して之を採用せざる一に歐洲の後塵を遙ひ捷微とのみ専らとするは豈法學界の一大耻辱に非ずや

(二)懲役刑と廢すべし 現行刑法は九個の自由刑を認めたるに之を廢して懲役禁錮二個の自由刑と爲したるは可なり、然れども我輩は寧ろ之を一個の禁錮刑にのみ止むるの至當なると信す、懲役の文字甚だ妥當ならざるのみならず定役の有無を以て刑を二分するの必要なし、一見懲役の文字を顧みれば恰も定役を以て刑の苦痛と添ゆるものゝ如し、然れども今日に在ては歐米各國刑法學者の意見に依れば定役を科するの目的は苦痛に非ずして懲罰なる風習と矯り紀律ある生活と職業に勤勉なる良習慣とを養成せんが爲に採るべきの方法と爲せり、若し之と苦痛の爲めに科すべきものと爲さば、苦を遮けて樂に赴くの自然の人情は驕て職業を厭惡するの基因となり、樂むで職業に勤勉なるの良風習を訓教すること能はざるべし、加之、監獄實務家の談に依れば定役は犯人に苦痛を與へずして事實快樂を覺へしむ、故に犯人に苦痛を與ふるの方法は閉居獨房寂寥を感せしむるより甚きはなしと、夫れ或は然らむ、無聊の苦は左思右徃神氣の懊憹を來たすべく却て職業を手

にし其の精神を轉せしむるに如かざるべし、况んや職業中自ら快樂の添ふものあるに於てれや、果して定役を以て紀律ある生活と勤勉の風習とを養成するに在りとせば、主觀的に犯人を觀察し定役を科せざるも尙其の目的を達し得べしとせば定役を科するの必要なきに非すや、然るに犯罪事實に重きを置き以て一定の犯罪者に懲役の刑を科するが如きは個人的に依て差異あるべき定役の趣旨に違ふに至らひ、立法者は何等の理由を以て紀律ある生活と勤勉なる良風習とを保持する犯人に向て役を科せんとするや、恐らくは之に對するの詳なるかるべし、故に禁錮の一刑に止め定役の有無は宜しく監獄の司管者たる典獄に一任し、主觀的に犯人を觀察したる上以て科否の餘地を與へしむるを至當と信す、

(附言) 先輩小河岳洋氏は曾て獄事茶話會に於て懲役の文字を非難して曰く定役を以て苦痛の要素と爲すか如き親ありて不可なり宜しく懲役の文字を改むべしと我輩は此の說の一半には同意する者なりと雖も何故に小河君は獨り文字の改竄にのみ止り一步進んで之を廢すべきを唱道せざるや疑はざるを得ず

(三) 再犯加重の制を改むべし 新刑法は再犯を解して懲役に處せられたる者更に同種類の罪を犯したこと必要とせり、我輩之に就て少なくとも異論なき能はず、(第一) 懲役とあるを以て罰金の刑に處せられたる者を包含せず、故に第二百三十九條第三百十六條の富築發賣者贓物牙保者の罰金者には適用せられざるの不權衡あり、罰金を科すべきか若くは懲役を科すべきかは固より裁判官の認定權内に在りと雖も、此の認定の如何は延て同犯者に對し或は再犯加重となり或は再犯とならざる不公平を生すべし、此不公平や受刑の期間に於て最大なる結果を來すを思はすんばわる可からず(第七十四條参照) (第二) 同種類の罪を犯したる者と限定するは少しく狹隘に失するなきやの感あり、犯罪系統なるもの、存するは實なり、故に此種の者に對しては

特に刑罰を嚴にするの必要ありと雖も我輩は舊刑法の如く一般再犯者(無意犯者は論外なり)に向ても尙刑罰を嚴にするの必要ありと信す、新刑法に就ての再犯加重は犯罪系統を有する者の習慣を打破し強惡を抑壓するの手段なりと雖も初犯に懲りず尙累ねて不正の所業を爲す一般の犯罪者も亦膺懲を加ふべき必要なからずや、刑を加ふるは其犯罪に對するものなりと雖も刑の目的たるや既に犯人の改心を促すの具と爲す以上は改心せざる徵候は他の犯罪を爲したるに依ても亦顯はるゝことあるべし此時に臨んで再犯加重の制を探るも豈不法ならずとせんや否我輩は寧ろ之を合理的の制と信す、加之新刑法は僅かに阿片烟賭博富築賊盜占有物横領贓物に關する罪に於てのみ再犯加重を認められたるを以て此以外の犯罪者に對しては再犯加重を行ふ能はざる弊あり、例へば通貨偽造第二百三十三條の罪傷害の罪第二百八十六條第二百八十八條の罪を行ひたる者如きは特に再犯加重の嚴を加ふべき要あるべし、故に我輩は舊法の如く一般犯罪者にも再犯加重の制を用ひられんことを望む、

尙又新刑法第七十六條三犯以上の者も再犯と同一限度の刑を適用するの規定は宜しく一考すべきの價値あるべし、從來の累犯者の傾向を見るときは三犯四犯五犯多きは十有餘犯に至る者亦稀なりとせず、(竊盜犯者に多く此例を見る) 惟ふに或は舊法も尙新刑法の如く三犯も亦再犯例を適用するとの規定を存したるを以て從て之を再びするも三たびするも同一刑なりとの感念あるを以て甘んじて刑に服すべきを豫期するの弊なきに非る歟、加ふるに犯罪系統者を嚴罰するの主義は再犯に止まつ三犯四犯に迫んでは之と不間に置くとの理論は前後矛盾したる論理ならずや、我輩は事實の上より見るも理論の点より考ふるも再犯以上或限度迄は之を加重するも至當なりと信ず

(四) 四徒の文字を改むべし。森嚴なる刑法の規定に在ては宜しく其の用語を慎まざる可からず、第一百二十四條乃至第一百二十七條に在ては四徒の文字を用ひたるも第二百四十九條第二百五十一條には四人の文字を使用せり。此の如く同一刑法の下に在て一義二様の文字を顯はせるは不体裁なるを以て宣く徒の文字を改め給へて四人ど爲すを可とす、事一項事に過ぎずと雖も我輩は法文の体裁に關して之を言ふのみ、

以上は予の新刑法を一讀し勿卒の際筆を探りたるものに過ぎずと雖も新刑法の公布は少くとも吾人學生の之に就て研究すべきの義務ありと信じ敢て茲に卑見一二を縦陳し立法者及學者の参考に供する所以なり固より探否の如何は我輩の容喙すべき限りに非ずと雖も我輩は一介の學生として尙將來之を研究することを怠らざるべし知らず世の識者予輩と意を同ふするものありや否や。

● 慈善家の本領及其の資格

留岡幸助

(第一) 慈善家の本領

鬱蒼たる樹木茂らざれば泰山も價值なく、洋洋たる清水を湛へざれば河泉も亦聲價を減んず、豈獨り泰山と河泉而已に就きて言はんや、吾人を載せて一日一回轉する我地球の大も之れが表面に棲息する十五億の黎民なくんば山川の秀麗、天地の壯觀焉んど能く言ふに足るものあらんや、然り而して人に於て最も高貴なるは心意なり、故に身體の不自由は最も人の之を脱離せんことを欲する所なりと雖心意の束縛は更に之が自由を得んことを欲するを以て見れば其輕重の別自ら明かなるものありて存せん、世に慈善家なるものありて常に社會の下層若くは社會暗冥の場所にありて不幸薄命に哭する者に同情の涙を寄す、而して之が爲に時に時と所に適合せる行動は顯れぬ、學者之を名けて人情的慈行と云ふ

人に憐憫惻憐の心あるは性なり、性なるが故に人の窮迫を見聞して適當の助力を寄與するは自然の數なり、己の父母、妻子、兄弟、親戚の窮迫を救護するを以て慈善と言はず、蓋し彼は爲すべきの義務を盡したるに過ぎざればなり、慈善とは己と直接なる關係を有せずと雖等しく之れ人類なり、等しく之れ同胞たれば之を雲煙過雁視する能はず、一見局外より見る時は無關係なるが如しと雖彼は身を挺して其急に赴くなり、而して或は之が爲に金錢を投じ、時間を消費し、必要あれば身心兩ながら捧ぐるも亦更に悔なきものなり、如斯の動氣と精神より善行を爲すものならんには其政治、宗教、實業の如何を問はずして彼は慈善家の榮名を擔ふに足るものなり、看ふリンゴルン、シャーフスバリー、ハオルド、ビーボディ、ウヰルバーフォース補正成、佐倉宗五、ジョージ、ミューラー、ステーブン・ギラードを、彼等は止まんど欲して止む能はざる人道救護の一大精神に驅られたるが爲なり、

第十八世紀より第十九世紀より至り、今や第十九世紀の最末に接近して正さに第二十世紀に聞入せんとするに際し此間以謂文明なるものゝ進歩は實に驚くべきものありて存せり、然り而して文明に依りて寄與せられたる賜亦實に撃指に暇あらずと雖爾つて想ふ時は又この文明によりて醸成されたる害惡も屈指に暇あらざるなり、就中其重なるものは智者と愚者、貧者と富者との隔絶是なり、この二大隔絶あるが爲に社會は均一平等の此調を整ふる能はず、於是乎同盟罷工あり、爭鬭あり、犯罪あり、戰爭ありて為風霽月の地天は暗澹悲鳴の境土と化

するに至れり、如此亂麻的社會を救拯する道一にして足らずと雖吾人の所謂慈善家の輩出はこの使命を滿たすものならざる可らず、人或は言はんムーラーは傳道者なりと、素より彼は最も熱心に福音を説くを以て傳道者に相違なきと雖、彼は福音を説くを以て満足せず、これと同時に學校と與して以て子弟を教養するなり、子弟を教養するを以て満足せず彼は更に一步を進めて貧者を訪ひ、囚者を顧み、寡婦孤兒を見舞ふなり彼は啻に福音宣傳を以て満足せず聖書の一大趣旨たる人道救護を以て主義となし、之を實行するを以て天職と信ずるもの、如し、人或は言はんトルストーイは貴族にして文學者なりと、素より彼は貴族にして文學者なり、然れど彼は貴族を以て満足せざるが故に野に下れり、彼勿論文學者に相違なしと雖彼は到底文學者を以て満足するものにあらず、其文學を好みは「ヒューマニチー」を叫ばんが爲なり、活字を通ふして人道救護の一大精神を世に紹介せん爲なり、この精神を外にして、彼に貴族なく勿論文學なるべし、彼は人道救護を絶叫する豫言者なり、吾人の慈善事業を千鈞よりも重しとする以所のものは如斯慈善家を崇敬するを以てなり、名は政治家たるにせよ、文學者たるにせよ、宗教家たるにせよ社會の亂調を整へその疵を癒するものありとすれば彼は少くとも其衝に立つ一人たらざる可らず、豈啻ムーラー、トルストーイの如き偉人而已に就きて言はんや、人道救護の天職を完成せんには素より彼等の如き偉人を要するや言を俟たずと雖彼等の如く社會に顯はれ人目に觸ずして隱然たる人知れぬ所に於て其事業の大小はさて置き精神に至りては更に劣らざるものあり、同しく人道救護に拘究盡力するもの又渺からず、吾人は公立慈善と私立慈善の別と言はず、苟も人道救護の精神に則りて事を爲すものは病的文的の良薬、國家を保衛する柱石なりと謂はざる可らず、

近來我國に於ける人道救護の運動各地に勃興し、或は孤兒の爲に、或は貧弱者の爲に、或は出獄人保護の爲に或は廢娼の爲に各自其信んずる所によりて其天職を充たしつゝあるは恂に國家の慶徳と謂ふの外なし、然れども斯事業は事業其物の高貴なるが故に之を實行するの頗る難きを見ずんばある可らず、理論上より云ふ時は慈善は何所に於ても發達進歩すべきものなりと雖我國の如く何事に係らず政府の援助なきに於ては成功頗る遲慢なる國柄にては民間有志の慈善事業は全然成功せりと云ふ可らず、其故に過去數年間に於て各地に孤兒院の數増加せし時の如きは我黨の士多くは其成功に狐疑せり、吾人の識見或は狹隘偏屈なるの故を以て適當に判断する能はざるかは知らずと雖、今日我國に於る我黨の慈善事業は試練の裡にあるものゝ如し、如何にせば成功し如何なる主義と精神に則らば其目的を達すべきものなるかは序を追ふて論せんと欲する所なり、

(第二) 慈善家の資格

人の急に赴き、人の窮を救ふは人性の天に出づるものなりと雖この性情ありたればとて何人も能く德善事業に與づるに適當せりと謂ふ可らず、等しくこれ人類なるが故に等しくこれ慈善家なりとは未だ以て人の性情を盡したるものにあらず、慈善家は慈善家の資格具備して然して後慈善家たるべし慈善家豈雲の如く多く我情の間に起るものならんや、自己を養ひ自己を飾るは今世の常にして敢て他を顧るに暇なきは人間社會の弱點なりこの時に方りて慈善家の輩出して社會の弱點を強健補綴するにあらずんば社會は正當に發達進歩せざる可し、世に慈善を爲して無告の民を救護し、慈善家として道徳界の明星たるもの少からずと雖其資格を具備して慈善家たるもの頗る稀なり、吾人は左に慈善家の資格を列舉して同好者の参考に供せん

第一、彼は無慾の人たらざる可らず、慈善家の無慾は即ち大慾なり、彼が無慾なるは大に變んが爲なり、彼は

世人の得んど欲する物を失ふて世人の得ざらんと欲するものを得んどせり、その世人の得ざらんと欲するものは即ち彼の大に得んど欲するものたり、彼は之を得んが爲に懲のものを失ふも敢て意とせざるなり、彼は此目的を達せん爲に時として饑へ渴き裸なることあり、彼はこの目的を達せんが爲に人知れぬ場所に於て暗涙を流すなり、彼はこの目的を達せんが爲に苦呻辛吟するなり、人を救ふ彼は物質を得て満足すべきものにあらず、己れ得んど欲するよりも如何にすれば能く多く之を他に與ふることを得るかにあり、其故に彼は全然無慾ならざる可らず、寸分にても自己を富まさんと欲するは彼が資格を汚辱するものならざる可らず、以是無慾は彼の第一資格たらざる可らず、

第二、彼は悠久持長に事を爲さる可らず、慈善家が事業を爲すに方り最も慎むべきは事を一時に成功せんとすることなり、所謂事業に急ぐの弊なり、事業家の誘惑は事業を始めたるが故に是非之を成功せんとするの心情是なり、是非之を成功せんと欲するが故に所謂満潮を俟して船を出すの嫌あれば成功せんことを欲せしことは遂に失敗の原因となりて止むことあり、豈其れ慎まさる可けんや、慈善家の爲す事業は之を何年に於て成功せざる可らず、之を何年の間に幾莫の人を救はざる可らずてふ責任はなきものなり、彼の力に於て爲し能みだけと爲さば其を以て満足せざる可らず、一時に成功せんと急ぐの精神は時としては之が爲に主義を譲らざる可らず、時としては正當の組織を踏まずして事を爲さるべからず、以是成功せんと欲せしことは適々以て失敗を招くの原因たらざんばある可らず、悠久持長の精神は殊に慈善事業の如き困難なる事業に投身するもの、養成せざる可ざるものなり、

第三、彼は慈善事業の智識なくんばかるべからず、船を大洋に浮べんと欲するものは航海の理術に通曉せざる

可らず、この理術に通曉せずして大洋に乗り出さんか適々以て難破せんば止まず、如此慈善事業に從事するのも又其理術に通曉せざる可らずることは言を俟たずして明かなり、慈善は施與さへすれば能事了れりとなす可らず、慈善を爲すには之を爲すに足るだけの智識なくんばある可らず、古來實行し來りたる慈善と近世實行しつゝある慈善との差異は前者は非學術的にして、後者は學術的なり、其故に近世慈善を實行せんには原則あり、組織あり、方法存して之に背反するものは必ず失敗せざる可らず、其故に慈善を爲すには原則と組織と方法は之を守り之を實行せんば真正の成功は遂く可らず、今の慈善を爲さん者はこの智識を修得せざる可らずこれ慈善家たるものに智識なくんばある可らざるものなり、

第四、彼は是と見しとは勇往直進せざる可らず、慈善事業は所謂天下の憂に先ちて憂ふる事業たれば時として輿論に先達することあるは免かる可らずることとなり、其故に衆聲に畏懼し、衆評を意に介する如きものにては到底この事業を貫徹する能はず、彼を天と自己の良心に質して是と認識したる時は勇往直進せざる可らず、衆聲に震ひ、衆論に畏る、如きものならんには彼は一時を彌縫して邊幅を修飾するものなれば真正の慈善事業は爲す能はず、これ彼に斷乎たる勇往直進の舉動なかる可らずる所以なり、

第五、彼は物質を與ふるに先ちて自己の心を與へざる可らず、慈善家の第一要義は被救護者に自己の心情を與ふるを云ふことなり、抑々心情を與ふるとは被救護者と同感同情となることはなり、人を深淵の底より救ひ、墮落の溝壑より助けんには同情同感は最と力あるものなり、

思ふとは斗かけ飯をくひさして

折箸そへてくるゝをそいふ、

之れ即ち同情同感なり、同感同情は死灰の如き人類に活力を與へ、失敗地に塗れて再び起つ能はざる如き者にも又能く新鮮なる一大希望を與ふるものなり、凡そ慈善事業にこの活力なくんば多物備はると雖真正に斯業を成功ならしむる能はざるなり、同情の感念は「惡を攻め善を強む」と宜なりこの故念よりて初て能く慈善事業は活動すべし

第六、彼は事務的才能に富まざる可らず、慈善は一種の一大事業たれば只其れ「御人善」にては爲す能はず、鳩の如く柔軟なると同時に彼は蛇の如き鋭能なくんばある可らず、慈善家の心事は何處までも無慾、潔白、同情ならざる可らずと雖、事業を運轉する上に於て事務的眼光爛々たらある可らず、慈善家は無慾なるが故に往々無算なることあり、彼は道徳的事素に欠損せざるも事務的才能に欠ぐるの故を以て事業に成功せざるものあり、之れ戒慎せざる可らずの一要件たり、

然れど事務的才能に鋭敏なるの故を以て慈善家たるべき德性を損辱するは恐れても尙恐れざる可らずのことたり、算盤と道徳と互に相衝突するは常にこの邊にありて存せんばある可らず、

（未完）

●エルマイラ感化監獄の特性狀況（前號の續）

別天生稿

授業手の職務たるや當に職業に於ける理論的感念を與ふるのみならず實驗的の動作として一の完全なる職人工業者を養成せんとするに在り、故に時々其の成績否の如何を試験するは専ら該監獄の特質なりとす、其廳舎には監房數五百四教場官吏事務室等一般の設備あるも、是等は唯壁基石を除くの外總へて囚人の經營に係れるものとす、其他尙百五拾人を坐するに足る講堂設計裝飾等も亦手工業者の手に成り囚人の被服は裁縫工靴工の作業に依り供給せらる、以て工業の成否如何を知るに足らむ

現に千八百八拾八年の夏に迫んで作業停止論の勃興するに至りしは全く監獄用品以外の作業種類に就てのみなりき、當時に在ては一般の作業として磁器鐵器靴椅子プラッシャ等及びバイブ等の種類を探れり、千八百八拾九年の法律は感化監獄に於て靴及磁器の發賣を禁止し且椅子プラッシャ等の製造は該國普通良民に在て其の工業に從事する者の百分五比例より多くの囚人をして使役することなからしめ、バイブ製造は七拾五人に對する拾壹人の比例の範圍内を以て之に當らしむるの局限策を探るに至れり、茲に於てか該監獄制度の精神専ら作業を科する所以の旨趣は囚人の放免後自活に足るべき職業を探はざる可らずの正理愈々益々聞聞せられたりと雖も此方策を探ることの進運に關し大に緩慢なるに至りしは事實なりとす、磁器製造の如きは當初の計畫二百五十人を以て之を當らしむるの豫算なりしと雖も法律の結果に依り僅かに百貳拾人を以て充つるの止む可らずに至れり、從て室内裝飾品の製造バイブ工中の機械工拿工等起り、是等の作業に從事する者二百四拾人の多さに達し何れも皆第二級囚に屬する者か若くは職業熟達者として認められざるはなし、

若し感化監獄の制度にして良民と罪囚とを區別すべき一點の劃線を發見したらむには、そは則はち性修養の如何に在らむ、感化監獄に收禁せらるゝ者の最大多數を觀察するに實に心性修養の欠乏在りと謂はざる可らず、百人中七拾人は尙かに無學か否らずんば要意なくして十分に讀了し之が爲めに其意義を解すること能はざ

る無教育者に屬す、この無智の傾向、不良なる社會の周圍等は今日に於ては疑もなく彼等をして犯罪に陥らしむるの原因なり、各國同盟の教育局は聯合會議の結果、貳拾箇國の統計に徴し近時左の決議を與へたり

(一) 罪囚三分一は概して無學の人民なり
(二) 無學の人民の犯罪の傾向は普通教育以上の程度に在る者の十倍なりとす

茲を以て感化監獄に於ては容易に読み容易に書き算數の四則應用を爲し得る程に進むに非ずんば出獄せしめるの方針を探れり、尤もこの程度は最低を示したるものにして假出獄の特許を得たる者は多くは小學校卒業の程度に達したる者なり尙進んでは高等教育を受くる者の爲め特に其設備を置けり、

學校制度は感化監獄設立の翌年即ち千八百七十七年に於て探れる所の方策にして専ら強制的に過ぎざりし當時百七十人は邦獄よりの送附囚に係り其三分二は簡単なる算數さへも理解すること能はざる腦力を有せり依て此等の四人百七十人を二十の小階級に分ち同囚を教師とし文字及算數を教授したるも、千八百七十九年に迨んで規律的の學校制度益々進歩し、特に經驗ある兒童教師を聘し以て教育を盛んにせり、此の進歩は年々增大となり八個國の國語算數の九科目を含むに至り英文學米國の古代歴史經濟學行政學地理學代數電氣學禮法倫理學等の各科目に就て教授を行ふの趨勢とはなりぬ

學校は大別して三級則ち初級中級上級と爲し尙初級を分て六級とし中級上級を分て二級とす、此他獨逸佛蘭西伊太利語の四人に對しては英語を教ゆるの特級あり、各級何れも火水木金の午後六時半より授業を始め八時まで終るものとす、試業を行はむとするときは十分なる餘暇を與へ一年の終末より翌年に涉りて之を施行するものとす

監内の學校に在ては其の四人の境遇及び個人的の關係以外尙二個の特質あるを忘る可からず則ち其の階級の大きること並に授業方法はなり、此二個の性質は學校制度の愈々發達するに従ひ漸次相互密接の關係を保持するに至れり、若し之を普通學校の制度と等しく惟一の教科書に依り授業を爲すが如き方法を探るに至らば或は恐る斯の如き多數生徒の各階級をして遇御教導共に其の宜さを得る能はざると

授業方法は實驗する所に依り實に意想外の好結果を奏したるものなり、多年の經驗は兒童教師の職務をして眞摯開發的に生徒の脳髄を養成し智育發達の點に於て一點の遺憾なからしめたり、授業方法とは何ぞ、曰く紙數二頁乃至八頁或は十頁に充たざる一葉の印刷紙にして中に授業科目の題目要點のみを摘要し以て教師講演の参考とし生徒の備忘に供するが如き簡単なる冊子を各自に配付するに在り

此方法の長所とする所成るべく其の印刷記事の粗雑なる點に存す、粗雑なれば粗雑なるに従ひ愈々以て彼等生徒の心性を啓發誘導し、千思万考之が爲めに至當の解釋を得んことに汲々たり、之を浩瀚なる教科書に比すれば一葉八頁の印刷紙とは豈簡便なる方法に非ずや、况や教科書に依頼するの結果精神の發達を妨遏するの弊むるに於てをや、然りど雖も非常に平凡なる事項を摘要し以て彼等の輕侮心を招致するが如き、若くは高尚に過ぎたるの結果自暴の念を誘發するが如き弊あるは最も注意して避けざる可からざる所とす、該方法は獨り生徒の精神をして開發的ならしむるのみならず、教師に向ても亦効力ありと謂ふべし、何となれば教師は疎り講演の材料として感事項を研究し之を印刷に付せざる可からざるを以て從て印刷事項に就ては自己の腦中先づ確たる認識を得る所あればなり

予は今日普通學校に於て數字的の脳力を養成すべき記憶力の効果如何に就て大に疑を挿まざるを得ず、感化學校に於て此方法を探らざりしは盖し此点に於て鑑みる所ありたるならむ、禮法倫理學英文學の各階級には生徒四百五十人語學算數の科目には生徒百三十人以上二百人あり、何れも非常なる長足の進歩を來たし、唯夫講演者の言語其物は彼等の智識の關鍵なり、理論の闘争は經驗自説の交換媒介として大に顯揚せられ、從て正義の要求する所を知得するに至る、一ヶ月一回の試験は大に彼等をして苦心激勵せしむる所にして之が爲り、將來の運命を支配せらる、万一不幸にして失敗を來たしたることは當に以て謹責若くは將來の注意を促かさるゝのみならず百點中七十五點以下の點數なるときは標點を失ひ從て其の結果として刑期の延長を來すの虞あり、然りど雖も標點は次期の試験に於て完全なる成績を得れば再び之を得て上級に進むことあるべしと雖も、多少刑期の延長せられたる點に至ては復た回復するに途なし

學校の補助機關としては書庫及び「サンマリー」なる定期刊行物あり、書庫は今日に於ては甚だ廣大ならずと雖も十八ヶ月間に四千部の書籍を蒐集したるを以て爾后年月の經過に伴ひ漸次多寡となること疑を寄せず、四千部中千二百五十部は教育に関する書籍、千百部は論理及び宗教、三百部は歴史、二百五十部は學術及び美文學七百部は小説戯曲等なり、此他尙月次若くは週次の定期刊行物の雑誌等堆積蠶集し來り殆んど書庫の半以上を占む、寄贈の雑誌は何れも皆教育及學術に関する論稿にして各週二日間之を開き生徒の閲覧に供せしむ書籍は總へて此の學校を卒業したる第一級囚に位する者に限り一週一回雑誌と共に閲覧するとを得るものとす、小説の必要なると論を待すと雖も其効力は歴史傳記美文學と共に之を讀むに至て一層顯著なり、其撰寫方法に至ては、十分なる注意を施すに非ずんば却て鄙猥の性を養成するの嫌あるを免がれず、要は撰寫の如

何に在て絶對的に小説を非とすべきに非ず、エルマイラ感化監獄に於ては、スコット、バルウア、デッケンス、リーバー、ナウシー、ドウマー、ヒューゴー、スマッブニヤ、ゲーラー、ハイズ、ハイゼー、ウヰスラー、オイエルバフハ、エーベルス、エーツバー、グランド、ブロー、ベルラシー、マックス、オーレル、ステーブンソン、クラドワク、マークトウエーン、スカツダ、バッターウオース、バルレンチン、ブルック、オブチワク、ケーブル、ストーウヰー、アルジャー、エバンス、アルコット、キング、サツカレー等知名の文豪の書籍に非すんば之が看護を許さず

「ナンマリー」は監獄刊行の新聞としては恐らくは卒先者たらむ、七年前よりの刊行に係り毎日曜日の朝同囚に配付する所のものとす、是れ全く囚人一般の觀念を養成せむが爲めに設けられるに過ぎず、此新紙八頁には地方時事報及學校の講授科目世界の近況殊に罪囚問題に關しては注意して掲ぐる所あり、其記載事項たるや監內監外に論なく時としては囚人交通の機關研究の場裏とあり、時としては社會學文學其他の學術に關し雑誌新聞の摘錄を掲ぐることあり、之が爲めに囚人の利益を買ひたること亦鮮しとせず而して刊行は總へて囚人の基礎となる者なり正理ど從順どは此關係に於て犯罪者特に累犯者を遇する上に於て最も緊切相應の可からざる要具

にして、道德の観念の胚胎する所亦茲に外ならざるなり。然りと雖も理論的道德の観念は其の種子を蒼かずして収穫を得る能はざるなり、各日曜日の午前は倫理に関する實際問題を討議せんが爲り四百五拾人の衆四講堂に集まり熱心に論辯駁撃を試み、聽講者殆んど六百名ありて中級初級生の第一級（階級法）に位する者は此坐席を占むることを得、而して依て得る所の利益亦尠小に非ず、其議事の進行如何の場合は到底本誌に盡すべしの限に非ざるなり、午後に至てはエルマイラ寺院の牧師より倫理哲學の講演あり、尙下級に位する者に對しては平易學科と名づけ極めて卑近なる例証にて倫理學を講ず、斯の如く宗教の公開は獨り同四の範圍内に限定せらるゝのみならず、監獄書記及び備に至る迄何れも聽講自由にして、盛んに祈禱儀典を行ひ以て安息日の趣旨を全からしむ、其他尙ローマンカソリック、ヘブリュー諸宗派の僧侶來りて其の歸依因に向ひ個人的教誨を施すことあり尙將來此日曜教誨に對しては普通説教と同しく音樂其他の儀典を舉げ以て善徳觀念を養成發揚せしむるの策を講せんと謂ふ

（未完）

●監獄巡閲官の出張に就て

洋々散士

近來内務省より判任官を以つて巡閲官とし、各地方監獄を巡視せしむること屢なりき、各地方監獄當局者の感情如何散士聊か耳にする處あるを以て爰に巡閲官の出張に就て論する處あらん、抑も巡閲官とは如何なるものなるか内務大臣の命を奉じて府縣監獄を巡視するものは凡て巡閲官なり、何となれば法文上之が資格に就ては

何等の制限なきを以てなり、舊法には明に内務省參事官を以て之に當らしむとありたれども改正監獄則は之が規定を削除せられたり、故に規則上内務大臣は判任官を以て巡閲官と爲すことを得るや固より差支なし、又判任官と雖も巡閲官となりたる以上は之を待遇する宜しく巡閲官を以てす可し、然れども法文上巡閲官の資格に就て何等の制限無きを奇貨として、續々判任下級官吏をして各地方の監獄を巡閲せしむるは實際上不可なきや否や法文の區域廣大なるものは之を活用するに依て愈其の効用を顯はす、若し之と不可なる處に應用せば却て弊害を來す事あり、平素は法文上判任巡閲官は勿論雇員若くは他局の屬官を以て巡閲官とするも違法にあらずと雖せども、是等のものを巡閲官とするは實際上確當ならざる點多々あり、諸君試に之を論せんに、第一現今監獄の地位は如何舊官制に於て判任監獄たりしものは改正官制に於て委任官となりたり此の如き委任典獄の統御する監獄署を内務省の屬官たる下級官吏が巡視して其の非を摘發し若くは諸般の取調事項を徵し或は注意事項を示すが如き事あらげ委任官たる典獄若くは高級の課長等に於て心に快き歎、自己と同等若くは同等以上のものに其の非を摘發せられ若くは種々の注意事項を示さるゝ事あるも不滿の念なきは勿論之に心服するものなりと雖せども、自己より地位の以下なるものに種々注意事項を示さるゝが如き或は非を摘發せらるゝが如きは實に心に快からざるものなり、蓋し監獄と權衡を得ざる最下級の官吏を以て巡閲官とするの弊なり、第二判任の巡閲官たるものも其の身判任の最下級なる爲め諸般の取調事項に就て自然譲過に陥り盡ざる事あらん、或は強く詰問するが如きば氣の毒との感念を懷き遠慮する事あり之が爲りに充分の調査を爲すことを能はざるを以て從て内務大臣に不完全なる復命を爲すに至るの弊あり、第三若し判任巡閲官にして第二の遠慮を爲すに非ずして種々詰問等を爲し或は非を摘發するときは、之が爲りに非常の惡感情を懷き判任巡閲官と目して内務省より

の穴探と爲し蛇蝎視するに至り之が爲め却て内務省の威儀を失墜するの恐れあり、第四、或は關官にして初めて巡閱官として出張するときは其の身地位の低きにも拘はらず他に巡閱官なる一大資格を有する廉を以て殊更に威儀を示し威氣揚々若無人の舉動を以て、剛然として諸般の取調を命ずるが如き事なきにしも非ず是又内務省の尊嚴を失墜するものなり、以上の如き種々の弊害あるを以て判任の巡閱官を出張せしむるに實際上甚だ不可なる所以なり、殊に雇員を以て巡閱官となすが如き事あらば監獄の尊嚴をも失ふに至るの恐れあり、故に法文上に就て資格の規定なしと雖も實際上に於ては監獄巡閱官は、監獄事務官を以て之に充てられんことを冀望す、殊に現今監獄事務官は實際上及學識に豊富なる小河岳洋君のあるあり、斯の如き經驗家學識家にして府縣監獄を巡閱するからば各典獄諸君悦んで之を迎へ不可なる點は充分の注意あらんことを懇願し、注意を受ける點は一言半句雖とも參々服膺し獄務改良を促す事明なり、然れども現今監獄事務官は官制上一人なり此の一人の事務官を以て毎年日本全國の監獄を巡閱するは甚だ難事なり、故に屬官等を隨行して巡閱するは固より可なり尙止むを得ずんば監獄局判任最高級たる課長を以て巡閱するは尙一步を譲る可しと雖も雇員又は判任最下級の者若しくは監獄局以外の屬官を以て監獄巡閱官とするは斷じて散士の賛同を表す可能はざる所なり、散士は望む監獄局に委任の監獄巡閱官なるものと少くも二名常設せられんことを冀望するものなり聊か藉辭を草して官制の改正を俟つと云爾

附言 一日山崎君子に示すに本稿を以てせらる、予受けて之を一讀し、大体下級の屬僚をして巡閱官たらしむるを非とするの意見に至ては予全く同意を表せざると得ず、然れども其の論旨に至ては余々予の意と合はざるものあり、蓋し今日予が親愛なる僚友諸君に於ては毫末だに氏の豫想して列舉したるが如き事實弊害なきは山崎君并に予の確信して疑はざる所なればなり、唯夫れ斯の如き弊害なしとするも、動位、利祿、位地、俗界を支配する以上は、巡閱官も相當の吏人と接せざる可からざるの必要あり、予が如き下級謗劣の身を以て之に當るは螳螂の斧に向ふが如く實際何等の裨益だになきは予自ら茲に之を自白して憚らざるなり、予曾て二三縣を巡視したことありて其の當時自ら予の頗る不適任なることを曉りたることありき故に予は一層山崎君の意見に同意を寄すること深からざるを得ず、巡閱官としては勿論屬僚は不適任なるも或事件調査の爲め特に出張せしむるは差支なきのみならず、却て屬僚當然の業務ならむか我輩は内務省に於ても巡閱官としては屬僚以外に適當の人士を求められんことを望む、故に一言茲に附記して同意を表す

印 南於 范吉識す

雜錄

同會議は専ら條約改正施行準備の打合せ其の他監獄に關する重要な事件と諮詢せらる、筈なりと併し今日に在ては尙ほ未定に屬し多分は例規の通り召集せらる、ならむとの想像に過ぎず

○監視假免に就て

(其の活用を勤めしむべし)

毎年地方官會議は三月開會せられ引領さる警部長典獄會議を開かる、例なりしが本年は臨時選舉の爲め地方官及警部長會議を繰上げられたるも典獄會議は矢張り四月下旬が五月上旬を以て開會せらる、ならむと謂ふ、

観するの必要あるものは論なしと雖も比較的には等の者は行正しくして正路に就き再犯の躊躇なきもの亦少なからず如斯者に對しては長期間監視の執行を爲す必要なきなり否單に監視するの必要なきのみならず動ものは是れか爲め其の職業若しくは處世上に於て不利不便を醸し悲境に沈淪せしむるなきを保せず彼の監視假免の方法たるは等歸善の良民を保護獎勵するの策にして其活用宜しさを得當に彼の福利を圓滿ならしむるのみならず刑罰執行の準實を定むるものと云ふへきなり然るに翻て監視假免の實行如何を見るに一に警察署長若しくは駐在巡査のみに任し其の監督等に在ては大に欠くる處あるもの、如し近來假出獄ば當局諸士の盡瘁に依り稍々其の活用を見るか如し監視假免に就ても亦斯の如くならざると得す余輩の切に當局者に望む處は知事併に警部長に對し嚴重に之を活用勵行を訓諭せられんことを

○押送途中所持金品の費消に就て
(警察官吏に注意を要す)

警察傳遞等に依り押送し來る四人及被告人の酒氣を帶び又は所持品の目録に對し過不足あることは往々予輩把憂を醸すか如きことなきを祈る

○視察表及行狀表に就ての注意
(登記に寄るるへからず)

らんかと憂慮するものあり我輩は斯かる不紀律の裝行あるへしどは素とより信を措かされども四月一日よりは無論のとて今日に於ても如此風説の流布して我輩の把憂を醸すか如きことなきを祈る

○視察表及行狀表に就ての注意
(登記に寄るるへからず)

行狀表や視察表を一見する時はいつも不動文字的の記事多くして特種の行狀行爲なきか如し却て之と看守長看守に個人的行狀と問へば曰く彼は何日に縊死を計りたるとありこの源由は鬱憂狂なり曰く彼は何日に老母の接見に於て悲泣號哭大に感する處あり其後は二ヶ月間の今日に至るまで常に悲しみ前非後悔の狀顯著なり曰く何、曰く何と語て際限なし生記録にて行狀と勘查するもののなれば又何とか云はん苟も身分帳活用の今日に在りては今少し注意あらまほしと或る人曰語れり

○下駄の片足逃走を企てしむ
(苟も看過すへからず)

不審と不審として其儘に放任すへからずとは看守職務上於ける一の諺言なり監房剝啄の音と聞へしも克く之を亂せば鼠の障子を攀る音にて一笑の價値だになき

の耳にする處なるか右は孰れも押送巡査に強ひて己か意を逞みするものにして押送巡査も亦無事に押送の任を全ふせん爲め默許するものなるへし是のことは監署長若しくは分署長は押送中の刑事被告人に對し必要品の差入購求等を監獄の規程に依り許可し得ることとなりたるは頗る美事なりと雖も前述の有様にては美法却て惡策を助手せしむるの虞れなきにあらず監獄當局者は素より其筋に於ても爰に注意し警察官署に對し押送規則の勵行を期せしむるの覺悟を要す

○典獄服裝
(杞憂ならは幸ひ)

典獄服裝革新の期も間近となり今日に在りては制服を着用さる、向は少なきやに聞けり又制服を着用せらるゝと雖も日々は着用せし或時にフロックコートを着し或時は制服を着用する等謂は、各自儘の姿なれば被の看守長の服裝始終一定偶然たるに比し紀律上如何む

極に監獄を乘り越へ逃走せり此度は當所にて厄介にならまする云々と語り丁て平然たり

嗚呼下駄の片足逃走を遂行せしめぬ其の監獄の不整理は左ことと思われども此一事を以ても看守諸士平常注意する所なかる可からず参考の一助として爰に掲く

○年齢の危険時期

(當局者果して如何の感ある)

「サイヤンス、シフテンダス」の記事に依れば統計學上男子の貳拾九歳は犯罪實行上最も危険なる年齢なることを證せり、人たび該年齢に達すれば實に体力の旺盛と極むるのみならず智育德育の發達十全なる域に在りて此時期に於て犯罪を行ふは頗る怪むに堪へたりと雖も此事實は獨り多數人士に依て證明せらるゝのみならず少數犯罪者に於ても亦之を證明するに足ると云へ然れども是れ亦刑事學者の一疑問とする所にして貳拾壹歲貳拾九歲四拾五歲の年齢は漸次犯罪を減するものなりと謂ふ論者あり知らす當局者果して如何の感がある、

●身体搜査の嚴正を期すべし

(往々形式に流るゝの弊ありて謂ふ)

就役能役の際身体搜査を行ふの規程は其の之が爲めに時間と要すること、煩難に堪へざることよりして往々粗忽に流れ易く唯一場の形式に過ぎざるの有様となりしこどあるは毎々吾人の聞く所なりしが、果然之に依て彼等兇奸の囚徒は、搜査の不十分なる目を偽り、逃

●監獄の統計

(報告例改正の説議は立消の姿)

我國に於ける監獄統計の不完全なることは既に數年前よりの輿論にして其の筋に於ても内務報告例を改正するの説議ありて過般來報告様式も脱稿し今や發布せんとせられし趣を聞及びしが、其の後尙未だ不充分なる点あるを發見し昨今調査中なりと謂ふ、何れ改正報告の發表は今後尙一年餘をも費すならむ、夫れ迄の開

走を計らんとしたる實例を發見せり、そは假治工服役の四人にして鋸を飯粒にて足裏に貼り付け以て破獄の用に供したりと謂ふ、今更事新しく搜査の必要を繰返しの不充分なるより來すの弊にして之が爲めに時間と費すと謂ふは畢竟不憚者の言ふ辭にして、現に千有餘人服役囚犯役の時間を計りたることあるに僅かに三十分にして總へて遠房の手續を完了したる府縣酌なからざりし(固より工場の遠近に依るなれば構内なれば何れも格別大差なからむ)されば少しく憲るゝに從て搜査の爲に費すべき時間とて別に甚しく要することあらざるべし、戒護事務に從事する者は此点に就て今一層嚴正ならむことを望む

●監獄會計の整理

(監督と嚴にせよ)

先年監獄會計事務に關し二三の不始末ありし爲め各地方とも大に警戒を加へたりし其の結果として、近來頓と風評をだに聞くことなかりき、所謂雨降て地凝るの諺に違はず、誠に監獄の爲めに恥みすべき事なりしが此の頃思はしからざることを耳にしぬ、各監獄とも充

●在監人に宛てたる書籍

(典獄自由に開拔することを得)

便宜小改正を施す点ありと謂ふ、そは犯數の區別犯罪年齢の時期等に在りて、是等の事さへ監督官廳に於て不明なるは如何にも監獄統計の不完全なると示すことなれば早晩其の改正を見るべしと謂ふ

●來年度の追加豫算

(建築費補助法案學校設置は廢案)

議會解散の結果として來年度の豫算は本年度の分を其儘費用することに勅令を以て發布せられたり、然れども官制に依り監獄局を設置せられたる經費の如きは追加豫算として提出せらるゝ筈なりと謂ふ、監獄建築費補助法案、監獄學校設置の如きは追加豫算中に組入れられざりし、如何にも残り惜しき事とは云へ免に角監

獄局の膨大な経費に伴ひ振張刷新を見るを得へきは贅すべき事なり

○獄事茶話會

(神田美土代町青年會館樓上に於て)
河岳祥氏の發起に係れる獄事茶話會は

主として小河岳洋氏の發起に係れる新事新説會は客月二十九日午後一時より基督教青年會館樓上に開かれ、幹旋者としては原胤昭中村襄の両氏とも見受けられ、來會者五拾名以上に涉り、割合に室の狹隘なりは隨意放談の趣旨に反むき遺憾なりき、來會者中重なる人々は長屋矢部若山綾部の四典獄を始め留岡幸助君山本總照君(三好君の設立に係る感化院事業に從事せり)内務省監獄局員、石川三次君(神奈川)横江勝築杉本壽幸郷原増之輔奥村鶴次郎松田相尹神尾虎之助加藤勝二郎(以上警視廳員)の諸氏其の他尙全廳より來會者數名ありたれど一々氏名を覺へず、東京集治監よりは河村哲穂氏埼玉縣よりは松隈健二氏、群馬縣よりは坂口慶吉氏の遠路にも闇はらず來會するあり眞に有朋自遠方來不亦説乎の趣味ありて中々に愉快なりし。

午後二時頃此の會の發起者小河氏先づ起て簡単に開會の趣旨を演じて留岡君起て氏の實驗視察に係れる

都合ならうと語ふ、歎語の間幾多の有益談話なんばあらす、監獄自体の進歩は多く此邊に存するものなることを知ると同時に我輩は此の會の逐次盛會ならむことを希ムものなり、各自散會したるは午後四時過なりき、聞く所に依れば爾後有志の諸氏は西洋料理三河屋に於て晩餐會を催みしたりと語ふ

○作業上囚人使役に於ける注意

(原胤昭氏の序)

氏は茶話會に於て語て曰く

今日出獄人保護の事業に當れる予は曾て教誨師たり

るを曉ること每々なりき、今其の二三を舉ぐれば左

（の如し）一四人は、素品を粗雑に取扱ふの習慣あり、監獄内に

れ自由に之を使用して一の製品を作成するものなり、例へば一個の机を製作するに爲さんか、之か爲めに要すべき概算の寸尺に見積れる材木を受け而して後その製作に従事す、故に多少の餘裕ありと雖も是は切れ端と稱へ裏層中に投入するに例ど

す斯の如き風習に馴致せられたる囚人は出獄後に追んでも、習慣第二の天性となり容易に脱すると能はず、是等の一小片を利用して煙草入其他の小箱を製作するの經濟的思潮浮ばず、總へ監獄製作品の如く豪揚に豪曇と爲すの風習わり、是等は單に其の一例に過ぎずと雖も總ての職工に對し万事かゝる不經濟のこととに慣るゝを以て備主は遂に不平を吐き其の結果解備の已むべからざるに至ることあり、此点に於ては授業手其他の監獄官吏に於て平常より宜しく注意せられたきものなり、啻に囚人個人の上に於て将来を慮り都合よきのみならず、監獄經濟にも適したること、謂つべし

人は限りなるの一算と謂ふべし。四人ほど監獄内に在て一定の規律の下に運動し役業を探るに當ても所謂命令通り之を爲し命令以外に一步も踏出すことなし。例へば或個所の修繕を命じたるときは其の指定個所の修繕のみを爲し、縱令其の近傍は如何に大破するども之に對して一指だも染めざるか如し、此等の奉勧たるや、僕主の感情より云へば寛

條件付裁判所謂刑の執行猶豫に就て續々沿革を述べ
して断案を下だして曰く結局此制度は不定期刑制度と
共に監獄の欠点を補はむが爲めに發達助長せしめざる
を得ずと絶叫し大に聽者の耳目を聳動せしむ、小憩後
小河君は再び起て近世歐米諸州犯罪學研究の傾向は未
成年處分に在るを説き延て刑法改正草案に對する二三
の管見を立論し引証該博刑法中監獄に關する法文の不
充分にして且欠点多きこと等を列舉し姑く是等を一の疑
問と爲し後日諸君の研究資料に供せんと言放ち其の餘
地を存せしむるの老手腕、駁論の要を得たるものと謂
ふべし、次に山本徳照君は自己の從事する所の未成年
者犯罪增加の傾向に就て慨切痛論し人をして不知の間
に案を叩き斯事業の最も緊要急務なるを曉らしむ、最
後に臨んで原昭昭君の自己の經歴談より囚人處遇の点
に就て三四の意見を述べ直接斯道者に尠なからぬ裨益
と警戒とを加へぬ、氏の説述は斯道者に取りては意想
外にして且最も緊切なりと思料せしを以て別項に其の
要領を掲げぬ讀者就て一覽後日の筋と爲すを要す
主客の別なく各自膝を交へ隨意に歎悟を爲すは本會の
目的とする所にして尙二箇月に一回位は隨時開催する

に不親切極まる所業としか思へず、實際出獄者は左る感念を保たず習ひとなり、命令に服従するの結果所謂氣轉利かざる一種の痴者たるに過ぎず、之か爲めに意想外の奇禍を買ふと毎々なり。斯の如き笑なからしめんこそも亦授業手看守其他の監獄官吏の宣く注意すへき点ならずや。

(三) 出監者は無暗に他人の草履を穿つて笑わり、是れは一項事に過ぎざるも亦以て出監者の如何に監獄思想を脱却し得ざるかを知るに足るべし、茲に數人の職工あれば出獄者は最も速かにで最も能き草履を穿つて笑あり、是れ全く惡意を以て爲すに非ず、監獄内に在ては服役の際他囚の草履と雖も猥りに穿用するを許すが故、自然此の内最も能き草履を撰び草履引換杯と稱し看守の怒を招かざらん様注意するを以て遂に此の如き風習となるに至れるなり、是等も亦一定の草履を穿用せしり、自然に破損したる者杯に對しては穏かに引換ふるの注意あらうべきものなり。

以上は僅かに其の二三の梗概を擧げたるに過ぎずと雖も要するに出監者は此の如く一種の監獄思想あるを以て之か爲めに備主より不慮の思惑を受くること尠なからず、故に予は諸君に向て囚人を遇する上に於て常に彼等をして他日良民となりて生存競争場裡に立ち得るの準備を與ふるものなることを腦中に置き而して後相當の遇御を與へられんことを望む云々。

吁、寔に至言と謂ふべし、斯の如き言は経歷に依るに非すんば容易に發し得べきに非ず、多数の監獄官吏は此言に對し殆んど意想外の感を起し、事實亦然るべきと悟したて頗るかむ、我輩は原君の說話に同情を寄するの餘り監獄官吏殊に授業手看守の之に注意せられんことを切望せざるを得ず。

○ 密室監禁に就て

(監獄の不備を補ふ一方法なり)

我邦現今の状態に於て尙監獄内密室監禁を要するは我輩の痛嘆に堪へざる所なり、密室監禁たるや結局理論の上に於ては不當にして此種の如き別に特種の構造建設物を要せざるなり、監獄内未決の囚徒を拘禁すべき所は何れも皆今日の密室監禁と同一の状態にて可なる筈なり、然るに監房は主る所就ね難居混同たるを以て此弊を救はむが爲めに密室監禁を設くるの止むを得ず。

るに際會せり、言を換へて云へば密室監禁は監獄運営物の不備を補ふ所の一方法にして之を以て古昔の拷問の遺物として嘲罵するは其當を得ざるなり他日若し幸ひに密室の建築苟く行はれ分房監の積出するに至らば勢ひ密室監禁の不必要なるを感知するに至らむ、我輩は密室監禁の法制其物に就ては異議を唱へず専ら事實として今日その設備を要するあると悲む、聞く東京辯護士會に於ては密室監禁を廢止するの說出で多數の賛成者ありと、我輩も亦廢止論者なり、然れども今日の状況にては廢止するの不可なるを唱ふるものなり、監獄の改築十分なるの曉と待て而して後之を唱へひ、空論に趨るの弊事實を抹殺せしむる勿れ、今日の被告人に在りて罪惡傳播し易く証憑滅滅の處あるは吾人の往々耳にする所ならずや、其依て來る所を探知すれば密室監禁の愈々必要なるを曉らむ。

○ 賭博密賈淫の取締

(酷待の主義を採るべし)

関東の賭博開港場の密賈淫は其勢猖獗にして到底警察權を以て之を撲滅し得べき限に非ず、警察權は唯その風俗を紊乱すること甚たし者に及ぶに過ぎず、事實

また是にて可なり、微罪現行とも尙許きて以て直と爲すは警察の本義に非ず、斯ゝる風俗犯に對しては我輩は警察權の微弱なるを信ずるものなり、從て監獄の是等の囚人を遇する勿論嚴酷ならざる可らずと雖も、其効能は毫も見ること能はざるべし、僅に十日以内の拘留にて犯人の改心を見んこと到底覺束なし、さりとて監獄は其を放棄すべき限に非ず、かゝる微罪囚短期囚に對しては頗る嚴酷懲戒の主義を採るを要す。

密賈淫に就て近刊の社會雑誌は東京府下に於ける計數を掲げうるの評論を試みられたり、今その犯數を見るに對しては頗る嚴酷懲戒の主義を採るを要す。

而して再犯三犯以上を合算すれば殆んど初犯と同數に達するに至りしか如きは抑も刑罰の効力なきに庶幾しとも謂ふべき次第なり、是れ獨り東京府下のみならず各地概ね此の類ならむ、故に監獄に在ては何處迄も嚴

酷に待遇し以て刑の恐るべしと感知せしめざる可からず

然りど雖も賭博密賣淫の如きは警察監獄の力を以て之を矯正し得べきに非ず、社會一般の風俗教育にして進歩するに非すんば著しく其數を減少せしむる能はず、見よ上州の野に在ては賭博は左まで惡き事と思はざるに非ずや、四國地方に於ては良家の子女すら淫を賣り所謂旦那を有する者を働き者と唱ふるに非ずや、是等は到底強制的の權力を以て左右する能はざるなり、監獄は唯うの著しき者に就て嚴罰を加ふるのみ

○近時犯罪の傾向

(風俗犯増加の傾向あり)

蓄物價の暴騰に從ひ貧民増加し財産に關する罪を犯す者多くなるは免る可からざるの數など雖も、近時殊に憂ふべき傾向あるは淫穢姦淫等風俗に關する犯罪の多數なるに至ることは是なり、蓋し戰後の餘波として社會淫靡に流れたるの徵候ならむ、割合に財産犯の少きは軍夫等の迅かに富裕を來したるに依るべし、最も忌はしき限なり監獄に在ては吳々も是等の風俗犯は嚴酷に待遇するを可とす

あり此者は幽館に遠からぬ某漁場に住む者の由にて其罪は囚人自ら犯せしものにあらず同村の素封家が犯したるを某(乃ち今之の囚人)に相談し一ヶ月三十圓にて罪名引受の約を結び巧みに証跡を作りて某自ら犯せし罪の如くに自首し遂に幽館へ押送せられて罪囚となりたるもの、由にて刑期十五ヶ月に對する報酬四百五十圓は本人出獄の後之を渡す事なし尙入獄中妻子の養育は素封家に於て引受ける筈にて現に入獄者の妻某は其契約書を所持し居れりどいふ果して信なれば奇々怪々の珍事と謂はざる可からず先には替玉事件あり今又此事件とは裁判官も今少し注意を加へられたきものにこそ

○女囚の社會觀

(附過囚の方法を異にすべし)

封建時代の風習はさて置き明治の維新より今日に至る迄我邦婦女子の社會に對する地位はまことに奴隸的にして僅かに形骸を維持するに足る人體と認めらるゝに過ぎるなり近時教育の普及に從ひ或一部分に於ては儘かに此の境涯を脱したるか如き觀ありと雖も尙婦女の最大多數は封建時代と同様なる薄運の位地に在りと謂

○監獄の官舍

(婦人會の組織)

官舍とて兎角署員の一構内に集合する場所に在ては其の間互に相反目嫉視するの傾起り易く延ては公の勤務上にも差々く委まるはうたてき限りなり、畢竟婦人の嘵古に基ひするとは云へ、互にの心底と知らざるより思はぬ争ひも生ずることあり、此頃滋賀縣に於ては筒井監獄夫人發起となり婦人會なるものを組織し監獄署員の妻女六拾餘名集まり打解けて懇談せりと謂ふ、毎月一回開會して之れが爲めに婦人相往來するの煩を省き、且下らぬ風評を耳にして不平を諭す輩も尠なく婦德を發揚せしむる上に於て頗る利益ありと謂ふ、我輩は官舍のある地方に於ては何れも之を實行し署員怡も一家内の如く圓満に其の交誼を全ふせられんことを望む

○刑罰の賣買

(果して此事あるか)

去る年十月の下旬北海道の某裁判所に於てある罪名の下に重禁錮一年三ヶ月の處刑を受け目下根室國龜田監獄署の鐵窓に禁錮せられて苦役に呻吟する一箇の囚人

はざるを得ず、生れて同じく人類たるも、天職の然らしむる所とは云へ男子は意氣軒昂當る可からざるの威風存し自ら他性を凌辱侮慢するの汚行あるも、尙婦女は七從の主義を守り如何なる無理難題も甘んじて之に服せざる可からざるの正理焉くにか存する、概して女子は普通教育を受ければ裁縫又は各自の職業に從事し、相當の年齢に達すれば嫁せざるを得ず、嫁すれば直に夫に對し從順の義務を確守するに非すんば一家の風波茲に至るゝ一大不幸あり何事とも唯從順の二字こそ銘肝決して須臾だに忘るなれどは婚嫁前母上よりの忠言、さては善にも惡にも無理にも非道にも夫の嚴命どありては一言半句も戻る可からず、而かも已が無二の夫とも戴く夫は如何に、淫酒乱行極らなく職業は恬として頗るなきを以て日に貧寒身に逼り飲食朝夕をも計られず、無邪氣の兒子は徒らに飢餓を叫びて母に詰るの風情果して誰が罪ぞ、妻は時に夫に對して諫言を試むるなきにしも非すと雖も鳥倒せらるゝの恐しさ、此處にも亦從順の義務なかる可からず、止むなく叫喚の兒子を宥めずかすの外途なし、飢餓に瀕したる者の如何でか止むべきや、遂に迫れば迫る程母も餘儀

なく一思案を運らし、端なく夫の縁に思ひ當り叫喚の一剎那非命の死を遂げしむ、是も夫に對しての從順よ、而かも縲絏の苦辱は母のみ之を受けざるを得ず私通は男女共に御法度、女子一たび男子の勸誘に遇へば之を峻拒すべきは當然なるも地方の風習若くは無赦實の點杯よりして強ち否む譯にも行かざる場合なきにしも非ず、之に應じて出産したる私生兒、夫の之を抛棄して驅みざる不人情は驕て遂に嬰兒を殺さる可らざるの境遇に至る、而も縲絏の苦辱は婦女のみ之を受けざる可からず、

一夫一婦は日本制度とかよ、吾が最愛の夫は如何に、她的の婦を密會するとの類々、女性の持前なる嫉妬憎恚之心は抑制するに由なく、殆んど狂したらむか如く既足の催起きて夫若くは密婦の住家に火を放つ、夫の亂行は咎むるなく而かも縲絏の苦辱は婦女のみ之を受ざるを得ず婦人は社會上法律上無能力の地位に立てり、社會上にては一の革奴隸として虐遇せられ、法律上にては婦の権利は總へ奪はれて夫の犠牲となる、然るに獨り犯罪行為のみ其の責任を負はざる可らざるの理何れに存するや、若し犯罪行為の責任ありとせば又

社會上法律上相當の地位と保護とを與へて可なり、保障と地位とありたらむにはよも前上の如き犯罪行為もあるまじ、現に未丁年者は脳力發達不充分と認められ法律上二等乃至三等を減せらるゝに非ずや、脳力の點に於て婦と未丁年者と何等の差異がある、寧ろ婦の脳力は十二歳以上の懲治人と比するも敢て徑庭なかるべし、あはれ婦女の犯罪、放火墮胎故殺等何れも皆近因は男子の成す所、而して婦女は之に對して否定の權能を社會上法律上與へられず、已むなく其の行爲を遂ぐるに至て、終に婦女のみ寒き監倉に配所の月を眺めさるの仕儀とはなりつる、是も文明の徵候にや、如何に法律は男子のみの作成に係るとは云へ、男子のみに利益を與へ女子は常に薄遇の位地に在るとはさても不義衡の次第ならずや、若し強て是等の婦女に刑罰を科することを必要とせば、そは婦女の無智若くは抑制心の欠乏に在らんか、現行の法律上是も致方なしとて締めむも、我輩は監獄の取扱に於て是等の囚人に對しては所を累ねるが如き罪質とは頗る其情を異にし、彼等をし正せられんことに努められんことを望む、徒らに窃盜

て是等の不良者に醜化せしめざる様爲すべきは監獄當然の職務なりと謂ふべし、然るに翻て現行の實情を顧みるに事大に之に反し獨り工場坐席と共にするのみならず、甚たしきは起風寢食をも其にするの状況ありと謂ふ、女囚とて男囚と別に異ちたることなれば我輩は此點に於て當局者の猛省せられんことを望む

海外監獄近況

○英國監獄の狀況
○成化學校及職業學校

英國の感化學校及職業學校視學官の第四十回一千八百九十六年の報告書は近日國會文書として公にせられたるを以て去月一日の値数「タイムス」に其概要を抄記せる
こと左の如し

一千八百九十六年十二月三十一日に於て視學官の監督に屬する感化學校及職業學校二百二十九にして拘留に處せられたる在校の少年總數三万百四人内男二万四千八百四十五人女五千二百五十九人之を前年に比すれば男百十五人を減し女九人を増したり此外監間

九人又右學校より賞狀を受たる生徒百九十四人なり
一年間に感化學校へ入校したる生徒數間職業學校生
徒を除き七千八百十九人即ち犯罪少年の數前年に比
し四百五十人を増加したるなり然るに前年は此學校
生徒の數増加し生兒増加の割合より超過の事實を現
し創立以來初て人員の制限を設たりしか千八百九十九
六年の總數に於ては漸次減少し毫も増加の傾向を見
す該一年間に感化學校より出したる生徒は男千百十
七人女百八十六人内備役に就きたる者男四百九十六
人女九十九人親類に引渡したる者男四百八人女六十
二人移民と爲りたる者男三十五人航海業に從事した
る者九十三人兵役に就きたる者三十一人其他の人数
は病氣又は改悛の狀なきに依り退校を命じたる者な
り又男十五人女二人病死し男十二人女五人失踪した
り千八百九十三、四及五年の結果は出校生徒總數の
内男七割三分女七割二分は良好の事實を示せり又職
業學校より出したる生徒は四千三百八十四人内男三
千四百五十一人女九百三十三人なり千八百九十三四
及五年間に出校の生徒に就き行狀良好の者、犯罪し

たる者、疑はしき者、不明の者を比較するに男女とも八割一分は行狀良好の結果を見たり又感化學校及職業學校の練習船を設けたるは其目的専ら男子を海員とするにあり此練習船の成績良好にして多くの生徒善く勤務に服せり云々

○入監者の減少

ハワード協会の委員は犯人を遇するに入監以外の方法を待つことの至當なるを看破し罰金、警戒、假出獄、條件附裁判等の諸制度を發達せしめむが爲め力を費せり「ウイクトリヤ朝の監獄制度に關する傾向は實に是に外ならざるなり、故に重大なる監獄改良の問題は成る可く監獄をして經濟的に失費鈍なからしめんとの方策に在り、

若し拘禁時期長きに失し紀律をして嚴肅ならしむるときは勢囚人心身の健康を損するに至り刑期以外恢復すべからざる害悪を被ひるのみならず忿恚と失望の感情とは愈々増嵩し犯人をして改心せしむるの困難なるに至る若し又他の一方に於て是等の事情を勘酌し囚人改心にのみ意と専らにし寛容の處置を探らむ乎社會の生存競争場裏に立て營々屹々する所の良

民は一種卑劣の猜忌心を起し監獄は社會の秩序を保持するの恐るべき機關たるを忘れ自ら好んで犯罪行為を爲すの危險ありして且必要なりと謂はざる可からず宗教の激勵鼓舞の發達職業教育の熾盛は何れも犯罪防護の好方法ならざるはなしと雖も監獄は是等の方法を以て十分に犯人として改心せしむべき適當の場所に非ず從て假出獄若くは少くとも條件附裁判の制度必要なりと謂はざるを得ず

○未丁年囚

ダイクトリヤ朝は未丁年囚問題に關しても非常に公衆の注意を喚起せしめたり未丁年者并に兒女の犯罪を爲したるときは法律に依り監獄に送付せざるを得ず然れども今日に在りては幸にして入監せしめざるの方針を探るに至れり是れ全くハワード協会監力の結果に依らずんばあらず

○貧民子弟

成年囚と未丁年囚と區別するの必要あるが如く貧民子弟も亦普通の勞役場より分離し地方學校に入學せしと信ず

如き制度は蓋し英國に於ても必要ありと謂ふべし壕州に於ても亦適當なる範圍内に於て之を實行し好結果を奏せり

不必要な入監を避くるの一策として千八百八十七年に於て初犯條例を發布せられたり是れ亦「ダイクトリヤ」朝に於ける治政の一とす然れども判事并に行政官は個人并に社會に對し殆んど之を活用するの途を熟知せざるものゝ如し故に該條例の必要は現時よりも將來に對して尙有要なる効果を見ることあるべし

○殺人罪及死刑

極惡なる犯罪中實際に且人口に比例して減少したるド其他に在る集合家族の如き其一例ありシエツフィールドに在る者に至ては其成績頗る觀るべきものあり學校寄宿制度分離家族等は何れも各々利益ある方法にして亦何れも相當の監視を加ふるの要ありと謂ふべし

ダイクトリヤ皇帝践祚の前年(一千八百三十六年)に於ては英格蘭及威爾斯の人口千五百万人に對し死刑者十四人を執行したりしも千八百九十五年即ち戴冠式六十年祭の前年に在ては又死刑者十四人を執行したりしも三千百万の人口に對して之を行ふに過ぎず故

○條件附裁判の制度

マサチユセント州に於ては監獄并に感化院に兒女を送らすして其の犯人并に兩親と監督し且家庭教育の發揚を期せんが爲め特に監督官吏を任命せり此の

に半數以下の減少を見るに至れり、殺人罪を犯したる者も亦千八百三十六年に於ては七十三人なりしも千八百九十五年に在ては僅かに五十八人に過ぎず。

○監獄の監督法

千八百七十八年に於て中央政府の監獄監督方法は極めて良成績を奏したりと謂ふべし現今に在ては各階級の官吏に對して監督法十全に行はれ爲に得る所の辦績鮮なからず残酷敗壞の方法手段は曾てより稀に見し所なりと雖も本年に至つて尙一層の減少を來せり監獄の數も亦二分一に減少し其他尙一小事の改良（看守長に犯罪者人相惻知法を研究せしむるが如き）だに之を忽にせず殊に近時に至て最も發達進歩したるは看守學校の設立に在りとす。

○女監訪問の婦女

マーマウス監獄はザラ、マーテン貴女の女囚訪問に熱心なるを賞賛し之が爲めに大に改善を施したることを公言せり實にナラ、マーテン並にエクサベス、フライ（現代の初業）の如き女士は有數の女傑と謂ふべし今日に在ては英格蘭并に威爾斯の地方監獄に於て六十八人の女監訪問の婦女を任命せり（此事に就て

の教育を施すと以て之が爲り亦犯罪減少の一大誘因たらずんばあらず。

（以上昨年十月刊行ハーフード協会雑誌）

譯

各國獄制實話

加地鈔太郎君譯

●伊國に於ける工錢の制

（アンコース懲役監

囚人入監の際所持し又は在監中其家族より送付したる金錢并に其作業に對し附與せられたる賞與金は囚人の所有金を構成す

此所有金を以て私有金及就業金の二種となし渾て監獄署の管理に屬せしむ

私有金を以て仕拂ひ得べきものは書簡、郵便税、家族救助金、下着又は靴下若くは自己の意思に出てさる無

業の場合に於ける補足食品の購求代并に作業の不出來及物品の損傷の辨償金はれなり

は譲てハーフード協会の斡旋する所あるに依る一然れども未だ女監全体に及ぼす能はざるを憾とす。○婦女の慈善的事業
婦人の勢力愈々益々増大となり或は貧民の監理者となり或は學務局の會員となり或は又警察の輔助機關となりて大に慈善事業を擴張するに至れり殊に警察上の爲めに婦人として保母監督の任を全ふせしむるが如きは大都府に在ては極めて必要な事とす。

○教育及寺院

千八百七十年發布の普通教育條例は疑もなく犯罪防遏に採りて至大の効力を與へたるものなり之が爲りに管に入監者の人員を減少したるのみならず尙罰金及罰戒の刑を受くるものさへ少數となり感化院授職院に入る者其の數を減せり加之先に入監の重刑を受けし者は漸く減じて今日は罰金訓戒の輕刑に止るに過ぎず之を以ても一般犯罪防遏の効力を奏したることを知得するに足らむ。

佛蘭西及塔州に於ては一般に宗教的教育を施さる所を以て犯罪を減少せず故に近時之に向て改正を試みんとする者あるに至れり英國に於ては各地大率聖書附與す。

就業金は之を補足食品の購求代に充ることを得又典獄の特許を得て家族及被害者の救助金、書籍、下着、靴下等の購求代に使用すること得而して私有金の缺亡する場合に於てに作業の不出來及物品の損傷に對する賠償金に充用することを得。

囚人死亡したるときは就業金の残額は之を保護會社に放免の際は囚人の所有金を以て其衣服代并に其住居地までの旅費を支辨せしむ但し此費用を差引きて残額三十佛に達せざる場合は此限りにあらず。

衣服費は三十佛を超ることを得ず歸郷旅費を控除して所有金の残額尚ほ二百佛以上に及ぶときは限り衣服費を五十佛にまで高むることを得所有金より裁判費用を支辨せしむることは決して之を許さず。

所有金の残金僅少なるときは之を出獄者に下付す其否らざる場合に於ては其浪費を防ぐか爲め旅行に必要と認むる丈の金員を下付し其餘は住居地の警察官署に回送し之をして漸次下渡さしむ該金員は又出獄者を看護せんと欲する保護會社に之を回送することを得。

所有金殘額の多少は囚人在監の長短并に其從事せる役

業に依り同しからすと雖も其割合を示せば

在監一年ノモノ
十四佛二十山

同 二年ノモノ
四十九佛五十山

同 三年ノモノ
六十九佛七十五山

他の監獄に於ても其制度大差なきを以て之を述べす

● 埠國に於ける工錢の制

四人の工錢は純益の五分一又は六分一とし此工錢を毎

月加算して各囚の身分帳に記入す

工錢の一日平均額は六「クロユツエル」我四
餘とす
品行善良なる女囚は其工錢の六分一又は七分一と補足
食品の購求代貧困なる家族の救助金、郵便税臨時の署
具書籍又は洗濯用品の購求代に使用することを得せし
む此等の費用の一旦監獄署に於て之を監査せしむ故意
に出る物品の毀損は工錢を以て辨償せしむ然れども裁
判費用歸郷旅費若くは他の民事上の要求に係る費用に
之を充ることを得す

出獄の際囚人の需用に關係ある工錢の部分は之を囚人

に下付し其餘は監獄署より將來居住すべき市町村の官
廳に回付す而して此金員は其到着の際下付するものと
す

囚人ノ貯金半額左の如し

在監一年ノモノ
五「フロラン」我八十餘

同 二年ノモノ
十五「フロラン」

同 三年ノモノ
二十七「フロラン」

同 四年ノモノ
三十八「フロラン」

同 五年ノモノ
四十九「フロラン」

● ヴン・マリー・マドレース女監

此女監は善恵女婦團体の設立に係るものにして政府の
認可及監督の下に於て其國の法律規則に従ひ獄務を管
理する一種特別の女監なり故に監獄の事務は總て是等
婦女の主管する所なるも政府の代表者として監習官一
名ありて萬習の事務を監督せしむ
凡そ在監婦女の工錢は右監習官の下に於て上長婦女一
名に於て之が會計を司るなり則ち此兩者は工錢を管理
するの機關とす

在監者の工錢の半額は之を費消することを得其費途は
左の如し

一補足食品の購求代但し懲罰に處せられたるときは此
限に在らす

二上長婦女の許可を得て家族の救助金、書籍、衣服、

石鹼の購求代郵便税

他の一半并に其一年内に使用せられたりし費消金は出
獄の時まで其儘に之を貯蓄すべきものとす之を貯蓄金
云とふ

各囚の貯蓄金は之を貯金所に預入れ其預金帳は監督官
之を保管す

裁判費用は勿論如何なる費用と雖も之より支拂するこ
とを許さず必要關くへからざるの衣服は囚人出獄の際
該團体に於て契約に基き之を紳興せざるへからず

住居地までの旅費は強制的に之を送届くる場合は無賃
なるも若し任意に出るときは四人の工錢を以て之を支
辨せしむ

工錢の残金は現金にて之を出獄人に下付す若し之を浪
費するの虞ありと認むるときは其居住地の官署へ之を
回送せしむ

工錢の所有残額は一定せず或種の女囚に在ては皆無と
云て可なるも又或種のものは一年二十「フロラン」「五
十山」

出獄の際必要なる衣服并に物品の購求代は義務的に工
錢より支拂するを要す又四人か過失に依り器具又は材

あり

出獄の際必要なる衣服并に物品の購求代は義務的に工
錢より支拂するを要す又四人か過失に依り器具又は材

あり

料に損害を與へたるときは之を辨償せざるへからず工錢の残額は之と出獄者に下渡す然れども其浪費を防ぐ爲め特別の方法を設けあり

四人出獄の際下付せられたる工錢の残額左の如し
在監一年ノモノ 五「フロラン」

同 二年ノモノ

十一「フロラン」
十八「フロラン」

同 三年ノモノ

二十五「フロラン」
三十八「フロラン」

同 四年ノモノ

（未完）

同 五年ノモノ

各地通信

●宮城縣會員通信

慈惠救濟資金管理方法

第一條 明治三十年一月 大喪に際し下賜せられたる

整理公債證書額面七千坪百圓を基本とし慈惠救濟資

金を設く

第二條 縣歲出中毎年金五千圓以上を支出し慈惠救濟

資金に編入す

きことわらす然れども出來得へからすと云ふは必竟

未だ貯蓄の思念薄弱なるものにして言は、我儘より出

てしものなり去れは其我儘を制せすんは到底貯蓄は出

來さるなり殊に薄少の給料を以て一家數口の衣食に供

しつゝあるものは一朝不時の出來事に遭遇するときは

忽ち困難なる境遇に陥いることあるは世間往々實例あ

ることにして元ど是れ豫め變に備ふるの注意なきに基

因するものなれば無事息災の日に於て勤儉以て貯蓄を

なし不時の用に備へ置かざる可らずとの主旨を以て皆

井典獄は部下を獎勵し貯金規約なるものを設けしめ毎

月月俸の百分の五以上を各自の名義にて遞信省貯金管

理所へ預入る、ことなしなるは實に時治二十七年五

月なりしや其後取扱上の便宜を謀り一昨年十二月各自

の名義にて三池貯金銀行へ預け換となしたるも頭初より既に四星霜此間毫も間違を生せず又た緩慢に流れす

最も正確に永續し來りしか今日に至りては單に看守の

分のみにて現員貳百四十五名に對する預入總金額三千

百六十圓余の高額となれり尤も轉任解任等の爲め本

監を去るときは其者の預入分は直に其本人に下戻し猶

第三條 慈惠救濟の資に充る目的と以て金員を寄附せんとする者あるときは縣參事會の議決を經て之を慈惠救濟資金に編入す

第四條 慈惠救濟資金は拾萬圓を目的とし其額に達するまで之を増殖す

第五條 慈惠救濟資金は縣經濟中特別會計として經理惠救濟資金に編入す

第六條 慈惠救濟資金より生する收入金は縣下の慈惠救濟事業にして其基礎確實なるものに對し相當補給する事あるへし

第七條 慈惠救濟資金管理の爲め特に要する費用は慈惠救濟資金より生する收入金を以て之を支辨す

第八條 慈惠救濟資金の歲入歲出は毎年度豫算を以て之を定む

●三池集治監會員通信

三池集治監看守の貯金

勤儉貯蓄は不慮の災厄に處する準備にして不慮の災厄は人生間決して免る可らざるものなることを想起する

ときは其必要なるは無論のことと云ふより外なきもさて之れか實行に付ては誠に難事にして容易に出來得へ

るときは其請求に依り貯金高の幾分を拂戻すことを得る規約なるを以て是等の爲め既に拂戻したる總金高は貳千七拾六圓余あり人を合すれば貯金を初めしより以來本年一月までにて五千貳百四拾圓余の高額に昇れり而して現今貯金高の最も多き者は五拾圓乃至六拾圓余を有せり是れ格言に所謂涓滴遂に大海となせしものにして勤儉貯蓄の効や實に著しきものと云ふへし實に是れのみならず一方に於ては贅出花費自ら顧みざるか如き惡風を矯正し漸次其素行を端正ならしむるに至れり然り而して昨年以來物價の騰貴は非常なるものにて薄少の給料を以て生計を營み居るものは何處も全しく困難を極め居ることなるか當監に於ては義に俸給例の改正に依り各自多少の増給を得しと平生の貯蓄ありとてに依り大に仕合を比較的の困難を感するもの鮮少なり今日に於ては一同營井典獄の賜物なりと悦ひ益々進んで出來得る限りは諸事節約を加へ勤儉貯蓄となさる可らすと言合へりと實に美風と云ふへし

●神戸會員通信

兼て多聞教會牧師長田時行氏神戸ノソーデスト教會佐久間芳造氏等發起せられたる兵庫縣出獄者保護會設立の

趣旨書を得たれば左に掲ぐ

兵庫縣出獄者保護會設立の趣旨

明治維新以來我國の進歩は日進月歩の實勢を以て進み來りたるが故に社會百般の事物は舊態を脫離して新態を裝ふの實あるが爲め若し其れ十年以前に瞑目したる者を再び墳墓の裡より呼び起して觀察せしむる時は驚愕一番實に止む能はざるものあるや明なり此進歩此開明洵に喜ぶべき者ありと雖も窮かに退て裡面に鬱屈せる社會の究狀を觀察する時は悲痛大に慟哭すべき者もなくんばある可からず抑々悲痛大に慟哭すべき者ありとは何ぞや犯罪人の多き事はなり英國人は人口一千人に犯罪者一人弱を有し年々移住者の多きが爲に犯罪者の過般は外國人なる米國すらも人口一千人に犯罪者一人強而已然るに我國は人口一千人に犯罪者三人強を有せり假令外形の文明如何に進歩せりと雖犯罪者の多き我日本は決して文明を謳歌するに足らざるなり義は國を高くすれども罪は民を辱しむるとは賢王ソロモンの金言にして能くも我國今日の狀態を警告したる言ならずや

犯罪者の多き原素より一二にして足すと雖も其最大

を救ひ之を導くは政府の職責吾人の義務たるを知らば吾人は彼等が愈々罪惡に沈淪するを袖手傍観するに忍びざるなり素より犯罪は忌むべき者犯罪者は惡むべき者なりと雖一度び之が制裁を受けて處刑されたる以上は彼等が罪を救して之を善良なる民たらしむるは吾人國民たるものゝ頑固も忘れてはならぬことなり况んや彼等が罪惡を爲すに至りたる原因を討究する時は大に憤慨すべきものありて存するに於てをや於是乎犯罪に關しては社會も一部分其實任を擔はざる可らざるものありとばは輒近の刑法學者の認諾する一理論なりとす我儕微力敢て當らずと雖も茲に出獄者保護會なるものと設立し刑餘依る所なき出獄者を善導救護せんとす仰き希くは慈善の士よ我情か微衷を憐み應分の助力あらん事を切望して止まざるなり

明治三十一年一月

神戸市荒田町三丁目百八十八番ノ二

兵庫縣出獄者保護會

(會主)佐久間芳造(主事)村松浅四郎(監督)長田時行(顧問)留岡幸助、原胤昭、田中助

原因のども言ふ可きは刑餘依る所なき犯罪者を善導する保護場のなきことは是ならざる可からず英國は九十九の出獄人保護會と有し「スウェーブランド」の碑丸黒子の國すらも尙十四の保護場と有するにあらずや然るに我國に於ける保護事業の振はざる實に驚くべきものありて存す出獄人保護事業の盛なる歐米にありて再犯者の數は頗る僅少なり之に反して我國の如きは出獄人百分比の七十は再犯以上のものなりとは最近内務省の調査にかかる警報なり此れ一に有力なる出獄人保護會の設立なきに因らずんばある可からず啻に數の上より之を言ふ而已ならず之を政費に見るも年々消費する監獄費四百五十五万圓は海陸軍費教育費に次く所の多額政費なり而して尙犯罪者は年々増加するをせば愛國に責めある吾人は犯罪減少に力を致さずんばある可るざる豈啻政費の點而已と以て言んや道義の點人情の點より見るも又更に深き關係を有するあると知る人或は言ん一朝犯罪したる者にして出獄の後道路に彷徨するは自業自得たりと素より原因ありて結果あるの然らしむる所とは言へ人類相愛の情より見るときは實に憐察すべきものありて存せずんばある可らず然り而して之

寄書

●我國分房制監獄に於ける教誨の方法に

就て聊か所見を述ふ 笠原正進

監獄教誨の問題は世論騒々として我日本監獄協會議論に或へ監獄學會雜誌の每號に登場せざるなき如し、然れども其効古の實績未だ曾て論証的の記事あるを看ざるも夙に監獄協會は義に監獄の教誨をして有効ならしむるの方法と題し懲罰の問題を掲げ其卓識を叢集したること百三十有余篇其我に登りたるものは余か親愛する文理の名士江村福澤洋々博士諸君の諸説なり論する處の旨意大体に於て敢て軒輈るものにあらずらしむるの方法と題し懲罰の問題を掲げ其卓識を叢集したること百三十有余篇其我に登りたるものは余か親愛する文理の名士江村福澤洋々博士諸君の諸説なり論する處の旨意大体に於て敢て軒輈るものにあらず

回顧すれば余も久しう諸君ご文壇に賛嘆を接するこのあれば當時聊り見なきにしもあらずさざるに至る所見なきにしもあらずさざるなり

返説余一日白屋に蟄居し前日の疲勞を慰めんと一瓢飲其半を過したる頃余の白屋を叩くものあり其の誰れたるを知らざるも余か寓居に来るものは親愛なる獄家にならざれば將た懲罰の奴隸なり故に余は坐なから來意を問ひ答ふるに入るべしと命ぜたり来る處の客は果て何人ぞ余を余を夜獄に擡揚する莫過無二の教師なり喜色怡々と笑を含み余が傍に坐し私に余に語論を試みんとする風姿あり氏名來酒を嗜まず故に机上に散乱ある粗末な集め函が愛に供し余は猶は謝して以て一瓢を

蓋さんとするに氏忽ち曰く君に一着を與えんと腰中を探り出したる處のものは聞者にらずして一の紙片なり記する處のものは曰く（我國分房制監獄に於ける教誨は如何なる方法に據らば其効を奏する乎）こより余は氏に問て曰く何故に之れをして余が聞者させし乎氏曰く君は我新築工事に就て星載月踏久しく其任に當り能く其の措置を知る余も亦屬々該場にて教誨を試み傍ら分房構造に據て教誨の効否を將來に考へ所論なきにあらず君能く其勞に堪へ今や聊が閑戦の身となれりと聞く故に君が常に懷抱する所論を聞き余は口頭閑戦を試みんとして來りたるものなり余之れを聞き大いに喜ひ兵に答て曰く余は教誨師にあらざれば教誨の事能く其道を極むる能はず然れども聊が意見なきにあらず請ふ一席の閑戦こそ余が希望する處なりと僅底を探り分房教誨に對する意見の草稿な取り出し兵に示したれば兵も亦た所見の論録を向げ酒々論議したるもの遂に勝敗を決せずして暫く休戦を告げたり其論や今更余が先輩名士の高覽に供すれば鶴助廬の説を以て新築に博するなるべし然れども余は未だ獄事社會に於て分房制監獄に於ける教誨の定論なきは或は余が無二の教誨師其人の好意に出てたる者の趣向なきにしもあらずと思料するの余り其好嗜なる聞者をして空しく一席の獨酌に食し終らんと余が真心に告むる處故に聊か所見を譲へ重なる詩上の光彩を汚すと爾云吾は明士れこれな諒せよ

因に記す余が建築に從事したる監獄の建築費井に敷地坪數其他分房數は左に示す處に據る（今後建築中）

一建築費金総高拾二万一千貳百六十六圓貳拾貳錢四厘敷地坪數六町九反四畝七步地方男監分房數（越て三疊数）二百五拾房雜居房數（越て六疊数）百六十房全女監分房數四十房雜居房數二十房にして大体

の構造は扇面形（協會雜誌百六號に圖面あり署す）分房監の構造は總て圓面板を以て圓ひ外見な防き戸扉は堅く閉鎖し觀察孔あるも常に外部より密閉し光線の透入する處は唯た天井の格子あるのみにして所謂小河岳洋君が分房制要旨に論じたる如く因人其ものは一人の己れな憐み己れな助くる同類あるを見す懲役は高く且つ密に格子を以て見を防き戸扉は堅く閉鎖して外界を割す（中略）國權法紀の強盛且つ神聖にして到底一個人微力を以て之を犯す能はざるものなることを銘記せしむべし云々とは則ち之れ等の分房監を以て稱するに足る平穎か参考の資料に記し以て分房制教誨の主論に入る

主　論

一分房教誨は教誨師の人物を精査するを要す

教誨は刑罰上須臾も欠くべからざる緊要の機關なり此の緊要なる機関に向ひ運轉宜しきを司ざるものは又た教誨師の任務なり其の効を奏し其質を歎むるものも亦た教誨師其人の技能なり故に分房教誨は最も道を講するものにした共正説を得道を脩むるものをして能く其道に入らしめるを得ず然らば則ち何を以てする平穎く教誨師の精査之なり

一學識及才氣あるもの

一人を油盡するに足らる経験あるもの

一道を講するに熟心なるもの

一監獄に経験あるもの

一容風來自から威嚴ある存するもの

一齡四拾才以上もの

一分房教誨の主義は個人的に一定の方針を取ることを要す

教誨の主義は世論噴々一定せず取扱は宗教を可せし或は道理を可さずする

の二派に分れ議論をして一定の場所に期せしめず然れども余は分房制教誨に就ては左の主義により個人的一定の方針を取るべしと唱道するものなり

一宗教主義

一道德主義

曰く宗教主義は如何なる種類に適用するかと言ふに丁年以上にして強

暴頑執拗愚惡の囚徒に對し信義必罰因果報報の恐るべきを以て感説

歸善の道を講すべきを要す

道理主義は如何なる種類のものに適用するかと言ふに同しく丁年以上

にして曾て宗教に關係なき所謂無宗教なる囚徒の内希々教育の素要ありて常に是非正邪の理を辨識するものに就て道德的改造感善の道を講するを要す

道話主義は如何なる種類のものに適用するかと言ふに丁年未満にして教誨師は蓋に一定の方針を向ける個人の思想によるが將た道理

あるかを考量し而して適質なる處の道話的訓諭の教誨を施し道を脩むる被れなして不知不識感化の道に扶掖して以て改造歸善の道を講すべきを要す

一分房教誨は教誨師の分担を區別するを要す

教誨は何れの場合を問はず囚徒の性質に適應せざれば其効を歎むるを得ず殊に分房教誨の如きは教誨師の分担を明確に區別せざれば其効を歎すべからず

例令には蓋に分房拘禁囚徒を三百名とするさきは其教誨師の人員はこれ

此の悲惨な教誨せば教誨師は必ず之れに専徳教誨の至誠を添て徐ろに彼れか、往事の業行を詮問すべし如何なる頑硬迷惑の輩と雖も如何なる強烈粗行のものと雖も教誨師に對し己れが眞實なる思想を吐かざるものなく己れが將來を依頼せざるもの一人としてあざるなし教誨はかゝる手段を以て能く彼れの性質を知悉し得ば寸時も猶豫なく彼れが意向は果して如何なる化迄に向ひつゝある乎を追究し而後ち彼れに懲々感化歸善の道を講すれば至難の教誨も亦た容易なるべし故に教誨師の任務期限及受持割合の明示は分房教誨に必要なりとす
分房教誨は犯罪構成の原由を探討するを要す
分房教誨は四人入監の當時彼れが性質を観察考量したる上に就て得たる處の要素を以て教誨師は彼れの犯罪は如何なる原由により構成したもののかを探求するの必要な發見せり若しも教誨師が其犯罪の原由を探窮し能はざるにせば分房教誨の目的は所謂井に翼んで月を採るの謡りを免るがざるなり
凡そ世の犯罪には種類多く窃盜あり賭博あり放火あり放殺あり謀殺あり或は詐欺あり進んでは國事に關する犯罪もあるなり然るに之れが犯罪を窮屈せば機むべき赤貧の極端に幼兒を殺害するあり色慾痴情の爲めに放大せるあり浪々途に迷ひ無闇の餘り店頭の食物を窃取するあり人の物品を掠奪するあり人を欺罔して金錢を騙取するものあるなり如新地因より反財し來る處の彼れか心情は果して如何ぞや宜しく既に教誨師が入監の當時観察考量しつゝあるべし然らば則ち教誨師其人に対する彼れに對し充分なる同情至誠の教誨を施し親切に改過歸善の道を以てせば分房教誨の目的を奏する章に難事ならんや故に犯罪の原由を探窮するも亦た分房教誨の要務なり

一分房教誨は父母兄弟妻子の有無に注意するを要す
分房教誨の目的を達せんとするべく教誨師は彼が父母兄弟妻子の有無に注意し入監の當時に知悉したる個人的の教誨は其道を簡むるものにて方法を異にするは最も適當の事なり斯く其目的の達成に達したる以上は如何なる強惡粗暴の輩も如何なる頑硬愚蠢の徒も己れが父母兄弟妻子の身上より我身の既に譲憲の下に呻吟する非境に墮落したる語次に致らば必らず其感情の發動せざることなきるべからず其感情の發動する處は彼が善良なる良心の萌芽する所なり此時機に乘し教誨師は宜しく同情至誠の精心を以て駆々改過進善の道に誘導せば分房教誨の目的に得て望むべく其實蹟も亦顯然として火を喰るより分明なり

分房制は囚人をして獨り寂寥の痛苦に堪へさらしむるのみならず罪悪の傳播を防ぎ進善改過の効果あらしむるものなれば之れが施行期限及犯歎歸令の區別に各個人の關係に據つて余然明瞭に分割せざるを得ず然れども今之等をして一々明記する能はず故に左の區別を以てせば所謂分房教誨を施行する一の良策たるべし

一施行期限は其最长期を三年とし精神上及身體に欲くる處なきものは稽留して五年迄延期すべしと雖とも之等分房に勾禁する者に就ては個人的の心情の關係は慣習に取捨斟酌することを要す

一犯歎の如きも初犯にして偶發罪の者再犯以上にして習慣犯罪のもの如きは全く之れを嚴罰して論証的分房の効否を試験するに所謂分房教誨に對する良策ならん乎

一年令は六十歳以上の老者十五歳以下の幼者之を分房に勾禁せざり

さ所以なり

警視廳巢鴨監獄署之觀

在東京 洋々散士
の三監獄を一覽せんとするや久しな

して蝦夷捕監獄署は昨年九月三日之を一覽したれども、未だ葉鴨及び市

分房に拘禁せらるゝものは罪實年齢犯数により區別せらるゝと雖も概して彼等は下等社會の多數を占むることは實驗上多難を要す然れども又た中等以上の四人なしさせば其多數なる四人の内には相當教育を有する者あるべし或は教育なきものもあるべし甚數に至ては眞に日本に一丁字なき強硬惡意の輩も多かるべく故に教師が風采は最も之れを尊び外貌より彼等なして威脅を犯さしめざると注意し苟も卑俗の風に流れ野卑の發言語次の抑揚に至る迄緩急其宜しきを失せば既に各個人の意思を考量しつゝある自家の心情は毫も其ものに發動せしむるを得ずして反て經闇せらるゝの原因となるに至るべし故に分房教師

には最も教師の風采を尊び言語押揚に注意あるを要する所以なり
一分房教誨は獨り教師のみならず司獄官の補助訓成あることを要する
一分房教誨をして有効ならしめんと欲せば當に教師のみに一任すべき
ものにあらず教師が至誠の同情を以て各個人諸般の關係を詳悉し透
眼を以て彼が心裡を看破し彼の言はんと欲する處將た彼が答へ
んと欲するの舉動あることを司獄官に於て看破せば宜しく教師と同
一の心情を以て淳々感化の道を講へ所謂寸鐵人を殺す的の訓戒を加へ
し其他囚人の作業賞罰文書接見等苟く社父的の調査により發見した
る處の事柄は細大なく説いて之れを教師に傳ふべく若し又は強懲罰を
暴る囚人にして教師が至誠の情義に反攻する平或は教師をして曰
れが無二の公友たるることを忘却する舉動ある乎或は教師に言語駁撃を
の不尊なるが如きある場合を司獄官は短刀直入彼が非行を警戒し呪
重なる取締を加へざる可らず如斯に大に分房教誨をして有効ならしめ

ケ谷の二監獄に及ばず常に以て懲さ爲す、偶本年一月二十二日土曜日に内務省上田定次郎邸と退廻後裏鳴に向へり、而して此の日や法學士内務省赤司監一郎君も同行せんことを約せしに、突然他の用事出来し同行するを得ざりしは最も散士等の遺憾とする處なりし、即ち牛込停車場に主に新宿迄汽車に乗り同所より乗替を爲し自白に向へんさせしに一時間餘を過さざれば發車せず、是に於て斷然徒步に意を決し、裏鳴監獄の方角を追査に尋ねしに非常の後戻りとなり却て牛込より直路徒步するの近きことな知り、三人弱次喜多の旅行なる悟り各苦笑して田舎道を通り、道路泥濘且つ迂曲辨じ難きも幸ひ道案内同行者を得漸くにして音羽町に達す、彼の有名なる音羽護國寺の門前を経て、遂に練化及び御影石を以て組み立てたる門櫓の巌壘たるを見、間はずして知る裏鳴監獄なる事な、既にして達す即ち刺方門衛看守に通じて接座所に至る時將に午後三時に至んす散士等の退廻十二時より始め三時間を費せり、若し牛込まで直路徒步せば一時間餘にして達せしものならん、之が爲めに練化等諸課長等を始め諸課長等皆退廻し宿直員のみ残れり、爲めに同典獄諸課長等に面會して親く獄事上の談話聞く能はざりしは最も散士の遺憾とする處なり、即ち宿直看守長村井半之助君の領導にて監房及び工場を一覽せり、且つ其の建物は監房の構造は縦居制にして一房十二三名を入れ可く、而して其の建物は

我國最大一なる可し。今其の捕獲の権威を擧ぐれば房内源縦の下に張りして其の他縦に鐵片を鋼化及び石片をより成り立てり。如何なる破滅然練の惡魔者ぞ雖ども又は鬼神ぞ雖ども、恐くは此の獄を破壊するもの無からん。房内電氣燈あり又水出管ありて自在に水を出事を得る、房門は鐵門にして直經一寸餘の二個の觀察孔を最小なる鐵窓ぞあり然れども此の觀察孔は硝子を張り居るを以て、房内より空氣を以てせば紹ち墨り又は紙片を貼付する時は愈觀察の効用を全ふする事能はざるに至る。散士は其の觀察孔の最小に失するを遺憾とす。殊に硝子の如きは之を割除するの勝れるに若らず。然らば觀察孔の大きさは如何程なれば可なるや少くとも直經二寸位にせられたし、房門鉄門の傍に突出せるものあり且し昨年同四を殺傷したる墨渦山崎福太郎なるもの鉄門前に惡魔を爲せしに依り此の如く變更せしものと聞く。今同監獄房の捕獲に就て遠慮なく云はしめなば鐵窓高さに失するが如し其の高さ一間餘の上にありて光線を遮るの射入及び空氣の流通不完全なるが如し、尤も監房床下より空氣を注入するが如くなり居れども是亦充分なる事能はざるが如し、散士宿直伊丹達常福士に面會し患者表事を一覽せしに此の日在監人千九百三十七人に就て入病監者百四十八名診察を受けたる者三百三十八人なり。今之を千人に対する比例に換算するさうは入病監者七十八人強に當る。又昨年の如き死亡者二百餘名殆ど隔日一人強の死亡者を出すの割合となり居れり。河君が警戒課第四部長たりし當時之が病棟に就て大に研究する處ありしと聞く、散士が如き實物のもの直に之が原因を知る能はずと雖ども散士

は其の最大原因は監房建築に係るものならんと思考す、散士皆て監獄建築八卷第六號に於て監獄建築は煉化製造と木造とは何れが勝れりやと題して、若し煉化製造にして不完全なる時は監火の危険は勿論、集中冷氣を感する事及び暑中熱氣を放散せざる事にて就て論述したる事あり今や其の議論の趣申せしことを知れり、何これれは監警師に就て之を聞きこと散士が工場と監房を通過せし時の寒暖を比較せしに監房通過の際は殊に冷感化を感じたればなり、故に散士は以爲らん煉化製造の監房内には彼の蒸氣鐵管敷設するに最も必要な事なり、今や監獄建築は至る處に起れり、之が當局者たるもの集鴨の如き煉化製造の監獄は大に参考となる可きものなるを以て充分觀察探求を要す可きものなり、監房の二階に二個の教誨室あり一は觀覽せざれども他の一には佛像を安置するもの如し、構内廣闊にして所々に細地あり大根具の他の野菜類を培養せり散士は以爲らく此等は固より空地を空しくせすして經濟上に利用せしものならん、然れども斯の如き美麗なる監獄内に烟地等を設くるが如きは監獄の体面上如何やと掛念せり、何されなれば集鴨監獄の如きは全國第一に位する美麗なる監獄なり、然るに構内所々烟地等ありて之に肥料を施すが如きは衛生上は勿論外國人參觀等の場合腋下汗を漏すこあらん、散士は評して美玉に疵疵あるもの云はん、然れども他に如何なる理由の存するやれば教部典義及び諸課長の意見を聞くに非れば之を知る能はざれども散士は之に嘗ふるに芝生を以てせんとを其望するものなり、次に同獄に於て最も盛なる役業は煉化製造なりと知し、散士は村井看守長に導かれ別房監獄に入れり同監の房門は閉鎖するごとに同時に、ばねの作用に依り内より聞く事能はず又巧なりと云ふ可し、同監別房監獄人二十七人を此に帶び度量り坐るが如き、是れも

巡視せり今其の作業の種類大略を工場別に掲ぐれば第一工場洋金鉄工及
び第二工場紙工、七寶工、第三工場洋金鉄工、鋳造工、鍛冶工等
にして同工場は四個に區割せられ居れり第四工場は機工、第五工場電燈
口金工、木工、機工、鍛冶工、第六工場春揚工、木挽工、鍛工等あり以
上の各工場を一覽して、恰もパノラマ館の如き煉造の建物を一覽せり

此の中には炊事場あり、發電所あり、浴場あり、浴場は三個に區別し其の内一は薬湯に屬す他は毎日四百名宛入浴せしむ故に五日目にして一回入浴するの割合となり居れり、入浴時間は十分間なりと聞く亦寛大なりと云ふ可しと病院は最も美麗にて各地方に於ける縣立病院と雖も亦一步讓るなる可し、病院内は青塗を數き窓の如き二三尺の高さにして空氣の流通光線の注入等最も完全なるが如し、散士は綾部典獄及び諸課長に面會せざりしを以て衛生上其の他規律動作に就ては爰に之を云はず他日に更に參觀の時期を得典獄に面會し親しく之を意見を聞き論述する所あらん、事務所に至り各課所の區割及び典獄室等を一覽せしに凡て穢陥に失するものゝ如し、殊に典獄室の如きは其の究竄なる事云ふ可からず、今同獄築に就ては散士の贅する能はざる點多々あり、將來監獄建築に從事するものは非常の熱心と研究を要す可きものなり、一朝之を誤るときは亦恢復す可ゝらざるなり既にして村井看守長に別れ監獄書記安井津守翁の監導にて囚徒製作品を一覽せり、製品は陳列場改築工事中に係るなつて狹隘なる一室に備へ置きありたり其の重なるものは桶類、木造、茶盆、藥罐、蒸飯器等なりき以上一覽して歸途第一課長横江勝勝君を官舍に訪問せしも日既に西山に傾き暮色蒼然たるを以て倉皇辞して家に歸れり

當然なる事を論ず

在東京 洋々散士

る建物の配置と云はざるを得らずに同様の宿居棧房、間室室、屏風室等は一覽せざるを以て其の存在し居るや否やを知らす若し是等のもの存在し居らざれば一大欠典と云はざるを得ず

に至るの文字にあらず雖に洋々教士君が我が埼玉監獄署を見るゝ時々數千言當署の万事を網羅し又餘所なし君の文意の巧妙なる常に於て論議する所なりと雖も夫れ或は少しく急に過ぐる感じなき不肖は君の忠告を脇脣に忘れるものにして決して君の高説も反駁するものに非らず勿論君の赤心より出てたる忠告する事は信して既に至りては一点の非難する所なきが如し氏は尤も監獄衛生に重きをなす不能所なりと不肖は隨分連連にして所々を流漫しこそ監獄の危機を察れつゝあるも大抵無闇を以て戦を辞し今や埼玉監獄署の危機となり足を留むる既に半載餘常に神代典獄の方針に注目しつゝ有るが氏の方針に至りては一点の非難する所なきが如し氏は尤も監獄衛生に重きをなすか如く最も彼れ等の健康を保全するの道を講するもの、如し然り而して氏の義に背離に貪欲たりし時の如きも隨分亂雑なる跡を引き受け若々改良に從事し内に有りては會計の紊乱を矯正し外は越獄の聲類々をして底詫聴聞の攻撃場に立ち處其の監獄の聲價を挽回し恩威并びに威儀を重んじて彼の無類漢も感激し又一々度出獄するに於ては再び獄内に於ては悲愴なる典獄に見ゆるを得ず云々はしめたり云々當時の青森新聞に於て見聞せり故に以て當署にあるも單に衛生に意を注ぎ、有りと雖も君の比較したる般治監獄に其れ二歩を譲る所あるべし如何せん般治監獄として多く被告人のみを拘禁する監獄にして而も其の構造何ぞ般治監獄を日を同ふして論ずるを得ぬ場中に本葉の散乱するあるは是れ前日風雨なりしは君の監獄の光澤又全所に比し是れ又二歩を譲る云々は是れ少しく無理に失するの言云々はざるを得ず當署り果して構造を同一にして譲るるれば是れ當局者の責なりと雖も其の構造何ぞ般治監獄を日を同ふして論ずるを得ぬ場中に本葉の散乱するあるは是れ前日風雨なりしは君の親く認むる所なり且又何れの監獄を雖も斯かる場合に於て本葉の散乱す

又えどもに足らず監房に一縷云ふべからざるの臭氣あり監部たるの至り有れば其の香ひに慣れ感せずあるは典獄風にこれ等に注意し布團の如きは嘔日さ難も之れを日光に晒し又一週毎に熱氣消毒を施すを以て其の云ふ如き事有るの理なきが如し是必ず君が通行の際生憎掃除夫が便器を監房より取出すの時に非らざるか泥土にして工事より工事に至るの間板を敷き以て通行す是れ姑息の策なりとこれに砂砾を敷くな得は大に奸からんと此れの言の如くも然りとす然れども之れを敷くに當りては其費用を要するを如何せん少許の費用を以て能く之れが功を奏するな幾人故な以て一涙に姑息の策なりと云ふは是れ或は無理ならん關八州の地たるや土地砂砾なく何れに至るも雨后泥土ならざる所なし豈に獨瑞玉監獄のみならんや見よ監獄の下帝國第一の都會たる東京市中の如き一朝隣雨あらんか情も泥中を歩するに異ならず此れなして西洋の如く石を以て疊み煉瓦を以て之れに敷くときは可なれども帝國第一の都會に於ける東京市街の道路に於て尚ほ然り況んや瑞玉縣の監獄や土地の宜るしからざる費用の計ざる所典獄たりと雖も又如何んともする事を得ず周圍の板塀をなして煉瓦たらしめたきあるは之れ又君の言最も然り然れども今假りに高さ一丈八尺と見積れば少くとも四五拾万圓の費用を要すべし瑞玉縣の地たるや毎年水害多くして土木費に苦められ又監獄費の如きに至りては縣下の議員餘り重きを置きざるものゝ如し否重きを置かざるに非らず之れを汲み取らしめ決して停滯せざるが如し又残數に至りては毎日之れを拂下げ餘す所なし工事に於て人員を報する有りざるありとある

は一回報告したる工場に於ては異状なき限りは二度報告をなさず故工場は末段に於て看守の免任類繁なれば眞の統治宜しを得ずこそあるも何に興味が統治の宜らしきを得つゝ有るやを判別するを得ん故士君不肖は決して君の忠告を無にするものに非らず然れども折角の御明威にして急激に過ぎきもの効薄からしめざるを希望するものなり只不肖の憂ふる所は決して直接筆説に記載するを耻じと云ふに非らず然れども協会筆説する所は決して直接筆説するを耻じと云ふ是の一に居らん左すれば玉井監獄署の記事などて遂に全國諸多の善良なる監獄が同一觀せらるゝを恐るのみ以上連絡したる或は過激に失し君の御意を損する所あらん之れ不肖の文才の足ざる所に出づ閣下乞ふ是れを諒せよ

●一年未満の行状勘查に就き各監獄實際
の取扱いに關する
星一書

望月龍

明治廿年二月拾七日内務省訓令第五號に依るときは同令第五條に於て刑期一年未滿の囚人刑事被告人懲治人及別房留置人の行狀は勘査期を分たる所適宜の方をな設けて勘査すべしと有り此に依つて見るときは別に勘査期を分たざるも可なるは論を俟たず雖も適宜の方法を云ふに至りては

各事起きた事に対するならんと想す行政機関の取扱なりと云ふを聞くに一年未滿の者に對しては例令始五日乃至始日位の短期因と聲も第一期規制二期に區分し初期の半を以て點宣期とし點宣會に付するの慣例なるやに聞知せり此れ實に繁縝にして其の手續を要する事非常なりとす而して予の思ふには固より凡の訓令の趣意たるや一年未滿のものに對しては頗る簡易的に出でたるは第五條の明文に照らして明かなりと聲も前述した

○俸給令改正に就て

在埼玉 望

在埼玉 望月龍

前令に依れば三ヶ月以下は省略を云々と有りしも本令に其の規定なし故に多分廿日位の短期囚と雖も勘查をなしつゝあるならんと考ふ是れ實に繁雜なるのみならず其の實際に於て行狀を観察する趣し否行狀を勘するの餘名なきを如何せん然ひのみならず長刑期のものと雖も隨分其の視察を誤り外面の順顧に迷され貰表を授與したるものと雖も時々再々法を犯し入監するもの往々有り此れ所謂人が實人を視察するものなれば其の誤ちある固より告むるに足らすと雖も右の事實に照らすも何んぞ廿日乃至拾日位の短期囚にして完然なる視察を遂ぐると心得ん果して然りさせは是れ能く無用の手數を煩はすに過ぎずして其効なきものとす而して訓令第五條の趣意に依るも年以下のものに對しては刑罰發告人等と行狀視察の同一なるに於ても其の重きを置がさるの証跡なりとす以上の如くなれば年以下のものに於ては各受持署長に於て只實行狀のみを記入し看守長に於て賞するに足るべきものと思料し又は不實なるものと思料したるもののみに限り刑期の半に達したる時期に於て勘查に付する事させられし聊々法律に抵觸する事なく又一方に於ては無用の手數を嘗嘗するを得ん大方の諸兵各其の實際の振合を擧げ御明教を賜はん事なれば所なれども今や一新面目を改め歐西文明之組織に敵ひ日に月に隆盛に蒸き昔日より

と相比較せば天地育穀も啻ならざるの觀を呈するに至りたるは是れ學究人智の發達に伴ひし自然の趨勢なりとするも又當局者の熱心新道に靈感したる結果に外ならず今近く之れを解せば當に小川岳洋先生之万國監視實地視察に於けるが如く又內務に監獄局の督廩獨立課を設置するに於けるが如く彼れは社會の趨勢及當局者が新道の改良進歩を促進するの機會に達したる先駆なるに明なりとぞ然ののみならず本年敕令第百四拾九號看守俸給令改正に於けるが如く是れ又監獄改良に伴ひ人才登用の趣旨に出てたるは體を容れる所なりとす以上の如く書き來り論し候らば或一方に於ては獨立監獄局を設け又一方に於ては俸給令改正をなし沒々とぞして新道の改良に余念なきものゝ如し新しく當局者の眼光社會の趨勢が改良進歩に傾向つゝ有る實に吾人の一層盡瘁すべき秋なりと思考す此處に於て予は聊々不適の筆調を弄し一言以て當局者の一考を乞はんと欲する事あり何人なれば獨立監獄局は改良進歩之趣旨に出て俸給令改正は人才登用の趣旨に出てたるものなればなり勿論

万般の事業に就き其の改良進歩を企圖するに當りては其の基礎を固めづ

んば有る可からず基礎とは何んぞ曰く第一獨立督廩局を置く一なり曰く人才登用の道を開く二なり當局者茲に見る所有り今や二者共に之れを具備しより然らば此の兩者の趣旨に従ひ專心以て其の實を擧げざる可からず況んや條約改正實施も既に目前に迫り外國人をして我法權の下に服従せしむべきの今日なるに於て不以故に廿一年四月俸給令改正實施の際に於ては英國諸氏たるもの一大英斷を以て大刷新的改革なし人才登用の實を擧げざるを得ず若し苟も因循姑息消極的に偏り刷新の行ふ能はざれば如何に獨立監獄局を設け如何に俸給令改正をなすと雖も何んぞ改良進歩を企圖するを得ん苟に改良進歩を企圖するを得ざるのみならず國務

らさればなり

たるの体面を汚損する等の事なきを要する然るに看守の俸給は改正以來五六十圓以下の薄給にて特に近頃物價非常に騰貴し現今の處にては平年比して凡そ十倍も高直となりたれば四圓半給の俸給は其實殆ど五六圓に減せられたるものゝ如しされば獨り横濱神戸等に於けるのみならず其他の府縣に於ても皆生計上非常の困難來し事としきに至ては所謂九尺二間の家に居住し下等人民に等しき生活を爲すもの之なしこそ開はば強ち本人の實にあらず其妻の處に於ては其妻の口を糊するに足らざればなり

現今各地方の狀況其れ此如くなれば此の際當局者に於て其体面を全ふせしむるの途を認するは目下の急務なりとぞ或は看守の俸給を改正して月俸を増給せられたるに余は敢て反對を唱ふるにあらず俸給を改正し増額せしと雖も實際今日に於ける各府縣看守の俸給は八圓八拾錢の平均なり以て支給するものゝ如しされば規則の範圍内に於て増給するの途なきにあらず順序より申するも下給は則ち拾圓に昇せ候は九年若しくは十二年以上の勤務者には特例を設ける方法の途を立つるこゝあらば之を實行するに於て宿料を給するに於ては目下生計上の困難を防ぎ体面を保つことをばへし勿論該効令に土地の狀況に依り日々の明文あるを以て例令は横濱神戸等別段物價高直の處に於て一ヶ月三圓其他の府縣に在ては夫々土地の狀況を斟酌し一圓若くは二圓を等級を付けて宿料を給するに於ては著も該効令の趣意に背むくことなく又捨東京より論するも看守は監獄に接近して住居せしむるを命するに於ては其義務を負はしむる以上居舎を貸與するにあらされば相當の宿料を給せらるを得ざるは諸

官吏たるべき器能を有せざるもの有りさせば外國人の嗤笑を招ぐに至る人當局者たるものに於ては熱心を以て之を解せんとして忌憚なく之れを言したる結果に外ならず今近く之れを解せば當に小川岳洋先生之万國監視實地視察に於けるが如く又內務に監獄局の督廩獨立課を設置するに於けるが如く彼れは社會の趨勢及當局者が新道の改良進歩を促進するの機會に達したる先駆なるに明なりとぞ然ののみならず本年敕令第百四拾九號看守俸給令改正に於けるが如く是れ又監獄改良に伴ひ人才登用の趣旨に出てたるは體を容れる所なりとす以上の如く書き來り論し候らば或一方に於ては獨立監獄局を設け又一方に於ては俸給令改正をなし沒々とぞして新道の改良に余念なきものゝ如し新しく當局者の眼光社會の趨勢が改良進歩に傾向つゝ有る實に吾人の一層盡瘁すべき秋なりと思考す此處に於て予は聊々不適の筆調を弄し一言以て當局者の一考を乞はんと欲する事あり何人なれば獨立監獄局は改良進歩之趣旨に出て俸給令改正は人才登用の趣旨に出てたるものなればなり勿論

さわり左すれば假令今日八圓關係の最新拜命者と雖も學術的試験に於て司職官吏たるべき充分の技術を有するに於ては一躍空飛して拾五圓となす又何んぞ恵むに足らん否せれ真に人才登用の實を擧げたるものと云はざるを得ず典獄諸氏猛省一番積極的進取して方針を取り敏捷機智の士官を宣し階級を附するこそ人才登用の實を擧げたるものと云ふべし然りて改正俸給令に依れば在職一年以上に非ざれば五級俸以上即ち拾五圓以上に昇級せしむるを得ずとも内務省の學力試験に於て改正俸給令實施の際に限り同令第三條在職一年以上の制限に依らざるを得云々

をして手に唾ばして立たしめよ敢て卑見を述べ典獄諸氏の一覽を乞ふ

◎ 何故に看守に宿料を給せざる乎

東海丘涯生

明治二十八年十一月勅令第百五十九號を以て巡査看守には土地の狀況により一ヶ月賃額以上三圓以下の宿料を給することを得て定められたり然るに三府縣を除くの外には故に巡査看守に對し本の宿料を給せずや或は曰く該宿料は横濱市神戸市等の如き物價高貴なる地方及び之と同一の狀況を有する土地に在勤する巡査看守にして生計上非常の困難を感ずせしむべきの今日なるに於て不以故に廿一年四月俸給令改正實施の際に於ては英國諸氏たるもの一大英斷を以て大刷新的改革なし人才登用の實を擧げざるを得ず若し苟も因循姑息消極的に偏り刷新の行ふ能はざれば如何に獨立監獄局を設け如何に俸給令改正をなすと雖も何んぞ改良進歩を企圖するを得ん苟に改良進歩を企圖するを得ざるのみならず國務

を害すと實然り豈然哉

抑も看守の勤務は他に比類なき勤務にして而も紀律嚴正且忠實に職を執行す自らは勿論其家族に於けるも品行方正に相保つ監獄官たり又其家族萬有な服從せしむ然して萬有は又必ず勢力の下には心服す然り而して服せしむるに當りては極端なる所遇即ち殘虐の以て永治するものに非す宜しく博愛以てさる可らざるとは歴史の示して明なり然れば社會組織の上に於て必ず欲く可らざる刑罰の如きは是れを執行する所を指して試の如き極端なる名稱を付し之に相當する所遇な爲すは不可なるべし凡て此世の有様は動物の別なら完全なるものあり不完全なるものありて用な爲すあり爲さるありて用なきものは之れを給つるは數の免れざる所なり之れ自然の條理なり然れども特り人類には一種の靈性のありて時事に感して眞心を喚起するにあり是れ人智の進歩と共に監獄改良の聲の高まる原因なりさて以上陳する所に大過なからしめは罪人なる不完全者をして感化歸善せしめんと云はれは之れに適する名稱を付し世人をして之れに感化の場なり歸善の院なりとの觀念を傳へしめば世人は改良経費を出するに者かならざるへし然り經費足れば感化の實を擧ぐるにも稍難からざるべし且東洋日本國に博愛以て文明の花爛漫たる全世界に示し督て見るに得へん乎

彙

報

◎ 諸人の仁心 一米人あり申中央空調至に施行して其見聞を公にする人の仁慈なるを稱するものあり左に詳載するは則ち是なり

一圓の達成は其國人民の尊嚴を知るに關係の度なり大凡過激の民は社會

岳洋小河滋次郎先生序

洋裝製本八拾錢
郵稅金十一錢

英國多羅句先生著
秀月松尾音次郎先生譯

假銀金七拾三錢
郵稅金十錢

刑罰及犯罪豫防論

全一冊

附出獄人保護論

立志美談

定價 金四十錢
郵稅 金四錢

天福堂主人編

社會問題ハ今ヤ世人ノ最注目トナレリ就中刑罰及犯罪豫防問題ハ最緊急ノ要物トナレリ大放減刑令執行ノ結果トシテ層一層世人ノ注目スル處トナリ出獄人保護事業ハ各地志士ノ設計企畫アルニ至リ此種事業ノ参考書ヲ要スルヲ極テ急ナリ時ニ本書ハ英國斯道ノ學者トシテ又斯道ノ改良論者トシテ英名萬國ニ雄飛スル多羅句氏ノ近著ニシテ實ニ志士ノ要求ヲ滿足セシムル参考書書タリ然レバ本篇頗ル鴻卷ナルヲ以テ適々抄錄摘譯シタルモノヲ見ルノ外ナク子輩大ニ憾ミトシ請フテ全篇フ精譯シ出版ノ舉ヲ爲セリ惜ムラクハ斯道ノ考究家未ダ多カラナルヲ以テ僅々需用ノ員數ニ當ラ、五百部ヲ限リ印刷ニ附シ若干冊ヲ以テ諸達ノ清需ニ應セント欲ス乞フ至急ニ御申込アランコラ

四人看讀用書に適好の者なきは當路者諸君の常に憂とせらるゝ處子輩亦夙に之を憾とし曩に在北海の教誨師薇峰留閑君、秀月松尾君、長陽阿部君、天福堂大塚君、渡川水崎君等の講演せられし教誨にして今古人の傳記其美談を編纂し以て本書を刊行せり、文、平かなを用ひ且つ多くの插畫を挿めり、四人看讀用に適せりと信す、素より四人の爲にのみ筆を取りたるに非されば或は家庭に或は職工場に備へ自助立志の獎勵となして可なり、又各府縣監獄署既に圖書に備られたる向多し、又予輩先きに月刊せし

◎教誨叢書は目下休刊せり、該書愛讀を申込るゝ諸君には代るに立志美談を以てせられなば或は御需用に應する事あらん、

大賣捌

東京市神田區
南神保町八番地
京橋區出雲町
警醒社書店
有斐閣書房